

「第2次茨木市人権施策推進計画」 推進状況報告書

令和3年（2021年）11月

 茨木市

目次

第2次茨木市人権施策推進計画【概要】

1 人権意識の高揚を図るための施策

(1)人権教育・啓発の推進	
①人権啓発推進体制の確立	1
②人権教育の充実	3
③人権に関する学習機会の提供	6
④就労の場における人権文化の醸成	14
⑤地域における人権文化の醸成	16
(2)人権教育・啓発に取り組む指導者の養成	
①指導者・ボランティアの育成	20
②当事者グループの支援と協働	25
③自ら学び、行動する消費者市民の育成	26
(3)市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進	
①NPO・地域団体等の支援	26
②市民参加によるまちづくりの推進	28
③当事者の参加の推進	29
(4)人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実	
①人権に関する情報収集・提供機能の充実	29
②人権教育・啓発に関する調査・研究	30
③災害時における災害弱者の支援体制の確立と地域連携の促進	31
(5)教育の機会均等の確保と学習の場の充実	
①教育の機会均等の確保と学習の場の充実	31
②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	31

2 人権擁護に関する施策

(1)市民の主体的な判断・自己実現の支援	
①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	32
②社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減	37
③困難を抱える市民に対する情報提供・学習支援	38
(2)人権にかかわる総合的な相談窓口の整備	
①人権にかかわる相談窓口の整備	38
②相談機関との連携	42
③相談事例等を通じた実態把握	43
④庁内連携による相談対応の強化	43
(3)人権救済・保護体制の充実	
①人権救済・保護体制の強化	43
②関係機関との連携の強化	44
③地域における人権侵害の防止と保護・救済	46
④就労の場における人権侵害からの保護・救済	46
⑤各種生活支援サービスや福祉サービスの充実	46

【計画の基本理念と構成】

計画の基本的考え方

人権が本市行政のあらゆる場面において、常に意識され、尊重されるとともに、これらの実現に向けて取り組み、市民とともに人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画として策定するものです。

基本理念

- 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のないまちづくり
- 誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

第1章 計画策定の背景

- 1 計画策定の趣旨・背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 人権施策の現状と課題

- 1 茨木市の取組の現状と課題
- 2 市民意識調査からみた課題
- 3 近年の社会情勢を踏まえた施策課題

第3章 計画の基本理念と取り組むべき主要課題

- 1 計画の基本理念
- 2 人権課題への取組に共通する基本方針
- 3 取り組むべき主要課題と施策の方向性

第4章 人権行政の推進—市行政の基盤としての人権施策

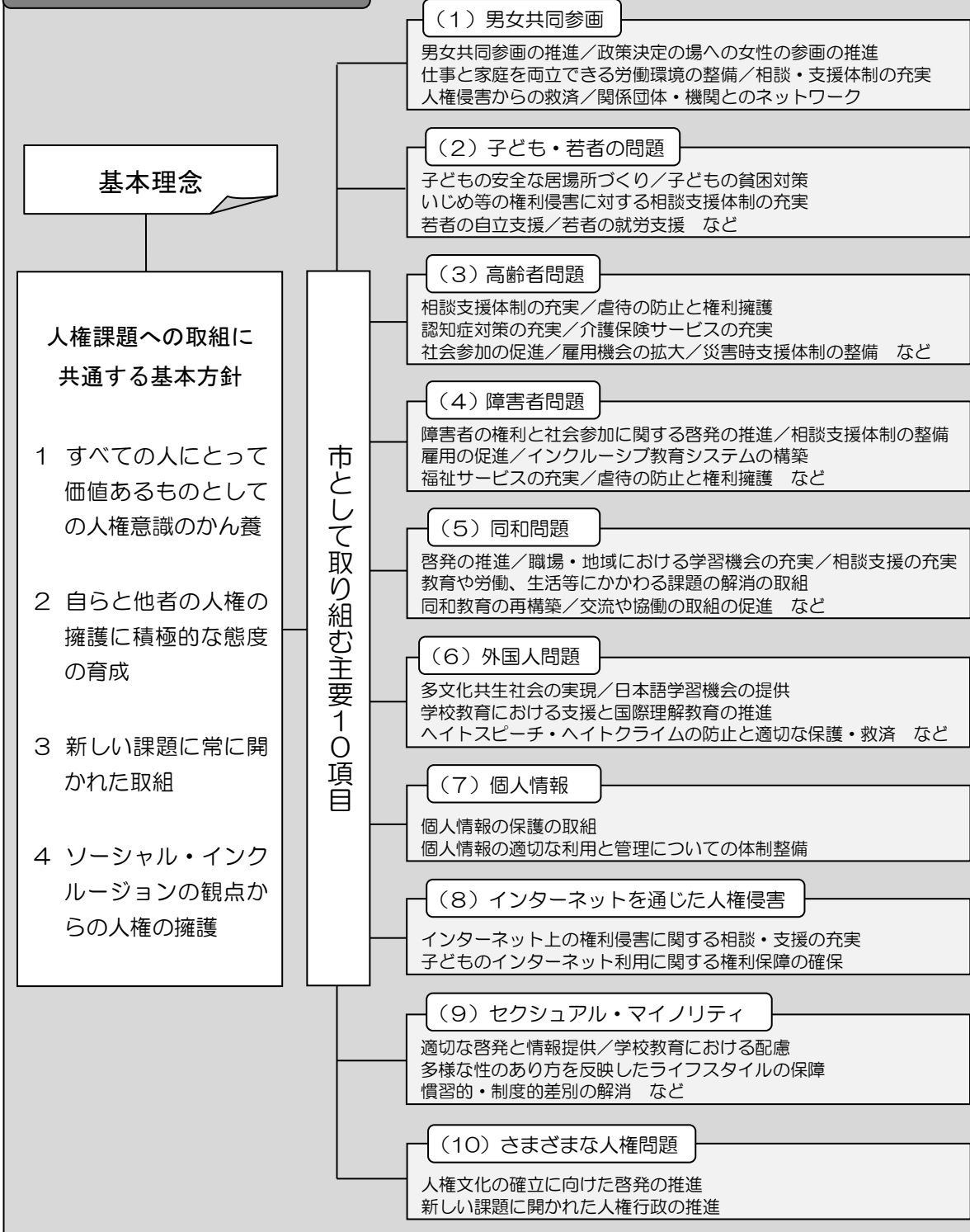
- 1 人権意識の高揚を図るための施策
- 2 人権擁護に関する施策

第5章 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の評価と進行管理

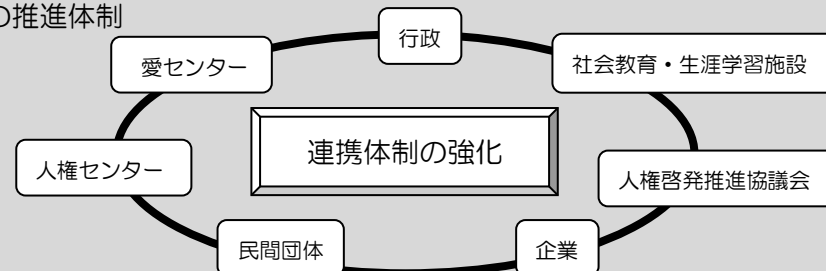
【計画の3つのポイント】

1 取り組むべき主要課題

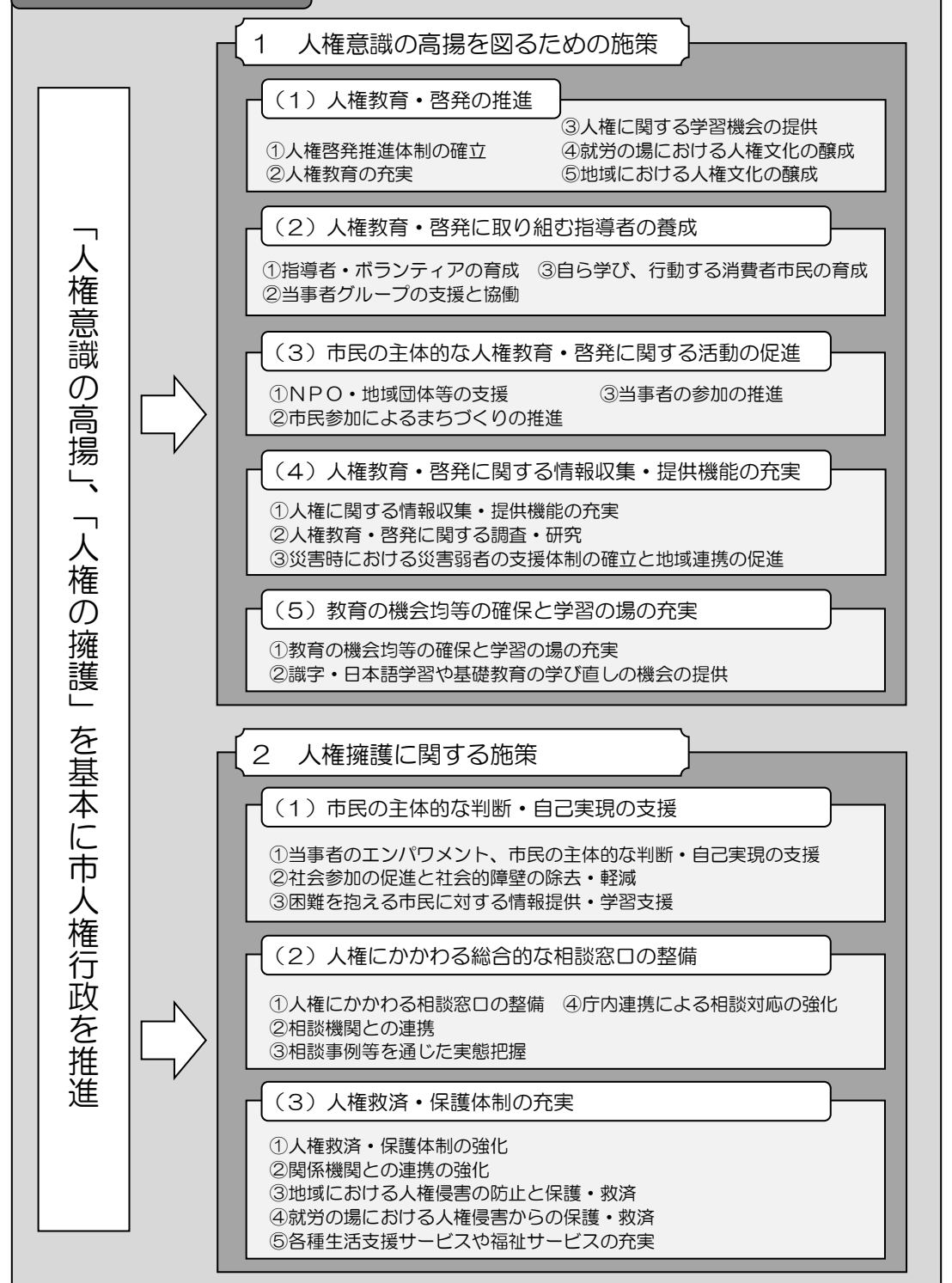


3 計画の推進体制等

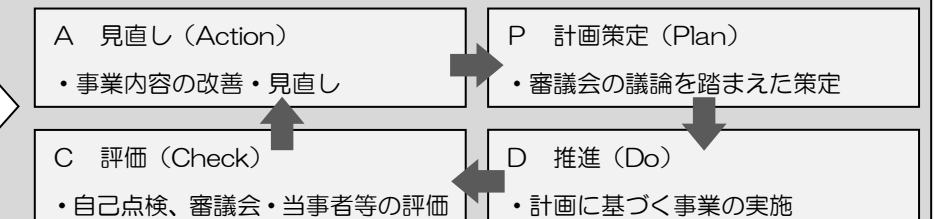
1 計画の推進体制



2 人権行政の推進



2 計画の評価と進行管理（PDCAサイクルの確立）



体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	1	ローズWAM講座等の開催	人権・男女共生課	〔目的〕 男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな機会を通して学習・啓発の充実を図る。 〔概要〕 各種講座を実施 〔実施日〕 4月～3月 〔対象者〕 市民 〔参加者〕 1,673人 〔テーマ〕 男女共同参画、女性活躍、暴力防止、ワークライフバランス、セクシュアル・マイノリティ ほか 〔場所〕 男女共生センターローズWAM	(1)男女共同参画	令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、中止・延期した講座等が多かったが、男女共同参画についての理解の促進を図ることができた。	コロナ禍にも対応できるオンラインの活用を図る必要がある。	社会情勢や時代のニーズに合った内容を選定するなど、効果的な講座を継続して実施する。
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	3	「男女共生センターローズWAM事業概要」の発行	人権・男女共生課	〔目的〕 男女共同参画計画に基づく実施事業をとりまとめ、今後の事業推進の資料とする。 〔概要〕 年間を通して、実施した講座や事業内容についてまとめた冊子を発行 〔種別〕 冊子 〔発行月〕 6月 〔発行部数〕 500部	(1)男女共同参画	男女共生センターローズWAM事業概要を作成し、関係団体などに配布するなど、男女共同参画に関する事業を広く市民に周知することができた。	紙媒体だけではなく、データをHPに掲載するなど、多様な発信媒体を検討する必要がある。	HPにデータを掲載するなど、多様な媒体での発信を行う。
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	4	「男女共生センターローズWAM情報誌」の発行	人権・男女共生課	〔目的〕 男女共生センターローズWAMでの講座等を情報発信し、男女共同参画社会への意識啓発とする。 〔概要〕 WAM通信を年1回発行 〔種別〕 冊子 〔発行月〕 11月 〔発行部数〕 各11,000部	(1)男女共同参画	WAM通信を作成し、男女共同参画に関するトピック記事や講座等の情報を発信することで、男女共同参画社会への意識啓発となった。	今後も継続して実施し、啓発に努める。	社会情勢や時代のニーズに合った内容を選定するとともに、手に取りたいと思うような紙面を作成し、より効果的な啓発となるよう工夫する。
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	5	憲法月間記念講演会の開催	人権・男女共生課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止				

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	6	人権啓発講演会の開催	人権・男女共生課	<p>【目的】市民の人権意識の高揚と人権が尊重される社会の実現を図る。</p> <p>【概要】講師を招き、人権に関するテーマで講演会を実施</p> <p>(1)豊川いのち・愛・ゆめセンター 【実施日】①10月28日②11月28日③1月23日 【対象者】市民 【参加者】①30人②32人③17人 【テーマ】①発達障がい児の理解と支援②それってホントに風評被害？～コロナと原発～③自殺予防について～もし死にたいと言われたら～ 【講師】①西岡光代（一般社団法人子どもの森）②森松明希子（原発賠償関西訴訟原告団代表）③松永浩一（人権擁護士） 【場所】豊川いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>(2)沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 【実施日】①2月16日②2月25日③3月6日【新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため全日程中止】 【対象者】市民 【参加者】 【テーマ(講師)】 ①幼児期の吃音の正しい理解と対応を②結婚差別と日本の家族③ジャワ人ローフィ来日16年、今日本で思うこと 【場所】沢良宜いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>(3)総持寺いのち・愛・ゆめセンター 【実施日】2月13日 【対象者】市民 【参加者】15人 【テーマ】コロナ差別を通じてハンセン病問題を改めて考える 【講師】ハンセン病回復者支援センター職員 【場所】総持寺いのち・愛・ゆめセンター</p>	(10)さまざまな人権問題	オンラインとの併用開催を行うことで、コロナ禍での人権啓発講演会を開催することができた。	参加者層が、人権問題に対し意識の高い方に偏ってしまっている。様々な立場や考えの方が参加し、人権について学べる機会としていく必要がある。	人々に興味を持たれるような周知・広報・見せ方の工夫を行い、誰でも参加できる敷居の低い講演会等の実施を行う。
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	7	懸垂幕の掲出	人権・男女共生課	<p>・人権・平和に関する啓発 「小さな気付きが誰かを救う 持とう関心 変えよう意識—人権作品入選作」 「人権擁護宣言都市 茨木市」 「わがまちは非核平和で明るい暮らし」</p> <p>・男女共同参画に関する啓発 「男女共同参画社会をめざそう！」</p>	(10)さまざまな人権問題	人権・平和に関する市の姿勢や考え方を多くの市民に周知・啓発することができた。	継続して実施する	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	8	啓発紙「虹のひろば」の発行支援	人権・男女共生課	〔目的〕市民の人権意識の高揚を図る。 〔概要〕茨木市人権啓発推進協議会が身近な人権をテーマに、見やすい紙面に構成し発行する啓発紙の作成に協力した。自治会加盟世帯に回覧 〔種別〕啓発紙 〔発行日〕2月15日 〔発行部数〕14,500部	(10)さまざまな人権問題	コロナ禍における人権教育の必要性を再確認し、教育実践を通して差別のない安心・安全な社会の創造を進めていくための教材や実践例を掲載した。	継続して実施する。	
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	9	メンタルヘルス等に関する啓発	健康づくり課	自殺予防に関する啓発（行政機関：21機関、医療分野：4団体、福祉分野：4団体、労働分野：1団体、教育分野：市内小中学校46校、市内大学5校、市内高校10校、消費生活分野：市内小売店・飲食店75か所、その他：遊戯施設14か所、理・美容室47か所、公共交通機関3駅	(10)さまざまな人権問題	市民に対し、自殺予防についての啓発やこころの相談場所の提供、相談機会についての周知を図った。	今後も関係機関等との情報共有と連携強化を図り、メンタルヘルス等の啓発に取り組む。	コロナ禍における開催内容・方法・時期について検討しながら、取り組む。
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	10	児童虐待防止に向けた取組（児童虐待防止推進月間）	子育て支援課	大きな社会問題となっている、児童虐待の状況に対して、広く市民に児童虐待防止の啓発を行うため、令和2年11月からの1か月間、児童虐待防止推進月間啓発マグネットシートを市公用車に貼付けた。また市民参加によるオレンジリボンのツリーを市役所本館、南館、合同庁舎、ローズWAM、中央図書館の5か所に設置し、児童の福祉に関連する職務に従事する職員にオレンジリボンの着用を依頼した。	(2)子ども・若者の問題	児童虐待に関する相談件数は依然として増加傾向にあり、特に、子どもの生命が奪われるなど、痛ましい事件は後を絶たない。児童虐待の問題は、社会全体が継続して取り組む、重大な課題である。児童虐待を未然に防ぐための、具体的な数値目標を立てることは困難であるが、市民、関係団体、市職員等に、関心と理解を得られる、企画、事業展開を行うことができた。	児童虐待に関する痛ましい事件は、後を絶たず、社会に与える影響も多大である。	令和3年度も啓発活動を通じて、児童虐待の防止及び早期発見に努める。
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	11	ごみ集積場所看板に標語の印刷	環境事業課	ごみ集積場所看板に標語「守ろう人権・許すな差別」を印刷し、人権啓発を図る。	(10)さまざまな人権問題	啓発物により市民の人権に関する認知度を高める効果がある。	継続して実施する。	
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	12	人権教育夏季研究集会の開催	学校教育推進課	新型コロナウイルス感染症の影響により中止				
1	(1)	②人権教育の充実	13	広報いばらきの発行	まち魅力発信課	各課が所管する人権関連の記事を広報誌に掲載し、市民の人権意識の啓発に努めた。	(10)さまざまな人権問題	より多くの方々に広報いばらきを読んでいただけるよう誌面作りに工夫を重ねた。		今後も継続して各課所管の人権啓発記事を掲載する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	②人権教育の充実	14	生涯学習情報誌「Next Stage」の発行	文化振興課	<p>【目的】 人権問題を生涯学習のテーマのひとつとして、身近な学習の場を提供し人権意識の高揚を図る。</p> <p>【事業内容】 市や市の関係団体、国・府の機関、市内大学・病院が実施する人権講座等の生涯学習情報集約し、紙媒体・HPにて生涯学習情報を発信する。</p> <p>【発行月】 8月、12月、4月/年3回</p> <p>【発行部数】 各4,300冊発行</p>	(10)さまざまな人権問題	昨年度から引き続き、生涯学習情報を集約するとともに、HP等による情報発信を行った。	生涯学習情報を必要としている若い世代に対して、効果的な情報発信方法を検討する必要がある。	引き続き、インターネットを活用し、生涯学習情報の発信を行う。
1	(1)	②人権教育の充実	15	「男女共同参画計画実施状況報告書」の発行	人権・男女共生課	<p>男女共同参画計画に基づく「男女共同参画計画推進状況報告書」を作成し、公表した。</p> <p>【発行数】50部 【送付先】関係課、関係機関、男女共同参画推進登録団体 【公表方法】市ホームページ、庁内ネットワーク「いこ@ねっと」</p>	(1)男女共同参画	取組みに対する評価と課題を各担当課で記載することによって、各課の事業の進捗状況が明確になった。	担当課によって意識の違いがあるため、今後も男女共同参画の視点の重要性について各課に働きかけていく必要がある。	今後も、効果的な働きかけについて研究していく。
1	(1)	②人権教育の充実	16	「男女共同参画情報誌」の発行	人権・男女共生課	<p>小学生、中学生に人権・男女共同参画啓発カレンダーを配布した。</p> <p>・小学1年生向け：HAPPY WORLD～笑顔がいっぱい～ ・中学1年生向け：Let's think!!～あなたの大切なものは何ですか？～</p> <p>【発行数】 小学1年生3,800部、中学1年生3,600部</p>	(10)さまざまな人権問題	市内の小学1年生、中学1年生に配布するとともに、小中学校の各教室にも掲示してもらい、通年を通して、身の回りの様々な人権課題に気づききっかけづくりとなる情報を提供することができた。また、対象者にとってわかりやすい啓発冊子とするため、掲載情報を更新した。	引き続き用語や掲載情報について見直していく必要がある。カレンダーを作成してから年数が経っている。記載しているテーマや、啓発媒体の見直しが必要である。	わかりやすい表現を意識するとともに、必要に応じて新しいテーマを取り入れた情報内容とする。また、カレンダー以外の媒体についても検討する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	②人権教育の充実	17	「地域情報誌(紙)」の発行	人権・男女共生課	<p>【目的】いのち・愛・ゆめセンターで実施する各種事業の周知や人権に関する情報を提供し、センターの利用促進及び人権啓発を推進する。</p> <p>(1)豊川いのち・愛・ゆめセンター ①「iセンターだより」【発行部数】年2回、各4,750部【対象】豊川中学校区 ②地域情報誌「るーぶ豊川」【発行部数】年2回、各4,750部【対象】豊川中学校区</p> <p>(2)沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 「iセンターだより」【発行部数】年4回、各6,000部【対象】主に葦原小学校区</p> <p>(3)総持寺いのち・愛・ゆめセンター ①「iセンターニュース」【発行部数】年2回、各10,500部【対象】三島中学校区 ②地域情報誌「みしま」【発行部数】年2回、各10,500部【対象】三島中学校区</p>	(10)さまざまな人権問題	カラー刷り、ロゴの刷新を行い、目に入る、手に取って見てもらえるようにできた。(豊川) 「読んでもらう」「手に取ってもらう」という視点から紙面をカラー印刷するとともに、毎回レイアウトを変えることにより読者の興味と訴求力の向上を図れた(沢良宜) R元年同様、大学での取組みを一部掲載し、学内で周知してもらう等、官学協働による発信を行った(総持寺)	各センターとも年4回の発行であるため、タイムリーな情報提供には限界があり、発行月を意識した事業計画が必要である。	参加者を募る事業等は発行月を見据えた事業計画を組むよう検討する。
1	(1)	②人権教育の充実	18	人権作品募集及び表彰の実施	人権・男女共生課	<p>【目的】市民に同和問題をはじめとする人権問題を啓発し、人権尊重の精神の徹底を図る。</p> <p>【概要】 (1)茨木市人権啓発推進協議会が①ポスター②写真・映像③作文・詩④標語を募集 (2)総持寺いのち・愛・ゆめセンターで①ヒューマンワード②標語を募集</p> <p>【対象者】 (1)15歳以上の市内在住・在学・在勤者 (2)市内在住・在学・在勤者</p> <p>【表彰日】 (1)12月16日 (2)2月13日</p>	(10)さまざまな人権問題	(1)多数の応募があり、標語が9点、作文が2点、ポスターが6点入選した。 (2)ヒューマンワードが2点、標語7点(特別賞2点含む)入選した。	市民参加により人権問題を啓発できる取組であることから継続して実施する。	
1	(1)	②人権教育の充実	19	人権作品の募集及び発表会の開催	学校教育推進課	新型コロナウイルス感染症の影響により中止				

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	②人権教育の充実	20	茨木市人権教育研究協議会との連携	学校教育推進課	〔目的〕人権教育の機軸に同和教育を位置づけ、部落差別解消をはじめとした人権の確立をめざす。 〔概要〕教職員による人権教育の実践を促す。	(10)さまざまな人権問題	次世代教職員の育成の取組みや校区連携により、人権教育の実践を進めることができた。	経験の浅い教職員が増加することにより、教職員全員が理解できていない。	多くの教職員が参加できるように広い研修会場を設定する。 直面する人権課題をより踏まえた内容で取組む。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	21	広報ビデオ・DVDの貸出	まち魅力発信課	各課で制作したDVD・ビデオの貸出を行った。	(1)男女共同参画	年間の貸出件数は0件であった。	貸出件数の状況を鑑み、事業の継続について検討する。	
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	22	生涯学習センター講座の開催	文化振興課	〔目的〕人権を重要なテーマとして位置づけ、学ぶことを通して自分自身の可能性を発見する。 〔事業内容〕生涯学習の教養・実技講座を行う。 〔テーマ〕 ・きらめき講座 人権コース「出会いの人間学(8)－哲学カフェへのお誘いー」 〔参加者〕 ・きらめき講座：1講座14名 年間15回 〔開催場所〕 茨木市立生涯学習センター	(10)さまざまな人権問題	新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、人権に関する学習機会の提供が減少した。	アフターコロナを見据えた講座の手法を検討する必要がある。	オンライン・オンデマンド講座等の活用方法について検討する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	23	男女共同参画推進本部研修会の開催	人権・男女共生課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず				
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	24	パネル展等の開催	人権・男女共生課	〔目的〕市民の人権意識の高揚を図るため、情報提供を行う。 〔概要〕いのち・愛・ゆめセンターで①非核平和、②識字学級に関するパネル展、③障害者アート展、④子どもとまなぶ かんがえる写真展「戦争を想像する」を開催 〔日時〕①豊川8月3日～8月17日、沢良宜8月5日～8月8日、総持寺8月17日～8月22日 ②総持寺 3月13日～3月31日 ③豊川12月16日～12月21日、沢良宜12月9日～12月14日、総持寺12月2日～12月7日 ④豊川10月15日～24日	(10)さまざまな人権問題	感染症対策を行いながら、開催した。例年とは違うテーマを掲げる等、様々な人権問題に関する啓発を行った。 障害者アート展示するとともに支援事業所の取組みを掲示する等、障害者理解の促進を行った。	来場者数を確保し、多くの人々に啓発ができるよう実施方法にも工夫が必要。	3愛センター、人権センターでの連動開催を行う等、効果的な実施方法について検討する。 庁内関係課、関係機関との連動企画についても検討を行う。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	25	非核平和展の開催	人権・男女共生課	〔概要〕テーマを定めてパネル展示や模型など工夫を凝らした平和展を開催 〔実施日〕7月28日～8月2日 〔来場者数〕703人 〔テーマ〕広島・長崎被爆写真パネル、高校生が描いたヒロシマ「原爆の絵画展」 〔場所〕中央図書館1階エントランスホール	(10)さまざまな人権問題	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施した。毎年テーマを変えて実施しており、戦争の悲惨さや平和の尊さを市民の皆様にあらためて考えていただく機会を提供することができた。	平和展の内容を精査しながら引き続き実施する。	
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	26	人権講演会の開催支援	人権・男女共生課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止				
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	27	人権を考える市民のつどいの開催	人権・男女共生課	〔目的〕人権意識の普及・高揚を図る。 〔概要〕12月4日から10日までの「人権週間」にあわせて、著名人を招き、茨木市人権センターや教育委員会と共催で講演会を実施 〔実施日〕12月16日 〔対象者〕市民 〔参加者〕新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、無観客、オンライン配信のみとした。配信アドレス送付者数219人、視聴回数延べ488回 〔テーマ〕ニュースの裏側から見た人権 〔講師〕高岡達之さん(読売テレビ放送 報道局解説委員長) 〔場所〕市民総合センター(クリエイティブセンター)センターホール	(10)さまざまな人権問題	オンライン配信により実施したが、講演内容及び配信方法等について一定の評価は得られた。	会場参加による実施の方が、啓発効果が高いが、オンライン配信等新たな啓発手法が必要である、	引き続きオンライン配信等会場参加以外の実施も進めていく。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	28	人権バスツアーの支援	人権・男女共生課	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	29	親子人権バスツアーの支援	人権・男女共生課	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	30	市民人権講座の開催支援	人権・男女共生課	<p>【目的】市民の人権意識向上に向け、昼間の講演会に参加しにくい市民を対象とした人権講座を開催する。</p> <p>【概要】茨木市人権センターによる夜間での人権講座の実施</p> <p>【実施日】①8月26日②10月15日③2月18日</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】①8人②7人③8人</p> <p>【テーマ】①新型コロナウイルス感染症と人種差別②コロナと自殺の現状③ハンセン病問題を通して新型コロナにまつわる人権侵害を考える</p> <p>【講師】①文公輝さん(NPO法人多民族共生人権教育センター)</p> <p>②澤井登志さん(一社メンタルさぼたーずLabo)</p> <p>③宮前千雅子さん(関西大学人権問題研究室)</p> <p>【場所】①②市役所合同庁舎6階人権図書閲覧室、③ローズWAMセミナー室404・405</p>	(10)さまざまな人権問題	コロナ禍において、表面化してきた人権課題を取り上げ、タイムリーな講演会とした。	タイムリーな人権課題をテーマに継続して実施する。	
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	31	人権啓発研修会の開催支援	人権・男女共生課	<p>【目的】人権啓発を推進する人材の育成</p> <p>【概要】茨木市人権啓発推進協議会による人権をテーマにした研修会</p> <p>【実施日】10月27日新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1回のみとした。</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】55人</p> <p>【テーマ】既存差別が生み出した新型コロナ差別</p> <p>【講師】松村 元樹さん(公財 反差別・人権研究所みえ)</p> <p>【場所】福祉文化会館 302号室</p>	(8)インターネットを通じた人権侵害	コロナ禍において、表面化してきた人権課題を取り上げ、タイムリーな講演会とした。	啓発の推進のためさらに参加者を増やす必要がある。	社会情勢や時代のニーズに合った内容を選定するなど、効果的な講座を継続して実施する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	32	茨木市人権教育夏季研究集会(市民啓発分科会)の開催	人権・男女共生課	<p>【目的】地域で進める人権教育の取り組みについてともに考える。</p> <p>【概要】茨人研等と共催、教育委員会の後援により茨木市人権啓発推進協議会(茨人研等と共催、教育委員会の後援)による草の根の人権啓発の報告会</p> <p>【実施日】9月30日</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】80人</p> <p>【テーマ】①東小学校区人権啓発推進委員会からの実践報告②進路保障と人権教育</p> <p>【講師】①百田慎一さん(東小学校区人権啓発推進委員会会長)</p> <p>②徳本智之さん(茨木市進路保障協議会事務局長)</p> <p>【場所】茨木市立男女共生センターローズWAMファミホール</p>	(10)さまざまな人権問題	夏期研究集会(つな感)の同日開催は困難となり、分科会ごとの日程設定で、広い会場において開催した。	啓発の推進のためさらに参加者を増やす必要がある。	社会情勢や時代のニーズに合った内容を選定するなど、効果的な講座を継続して実施する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	33	ローズWAM講座等の開催(再掲)	人権・男女共生課	<p>【目的】男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな機会を通して学習・啓発の充実を図る。</p> <p>【概要】各種講座を実施</p> <p>【実施日】4月～3月</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】1,673人</p> <p>【テーマ】男女共同参画、女性活躍、暴力防止、ワークライフバランス、セクシュアル・マイノリティ ほか</p> <p>【場所】男女共生センターローズWAM</p>	(1)男女共同参画	令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、中止・延期した講座等が多かったが、事業を中止・延期した男女共同参画についての理解の促進を図ることができた。	コロナ禍にも対応できるオンラインの活用を図る必要がある。	社会情勢や時代のニーズに合った内容を選定するなど、効果的な講座を継続して実施する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	34	憲法月間記念講演会の開催(再掲)	人権・男女共生課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止				
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	35	人権啓発講演会の開催(再掲)	人権・男女共生課	<p>【目的】市民の人権意識の高揚と人権が尊重される社会の実現を図る。</p> <p>【概要】講師を招き、人権に関するテーマで講演会を実施</p> <p>(1)豊川いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>【実施日】①10月28日②11月28日③1月23日</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】①30人②32人③17人</p> <p>【テーマ】①発達障がい児の理解と支援②それってホントに風評被害?～コロナと原発～③自殺予防について～もし死にたいと言われたら～</p> <p>【講師】①西岡光代(一般社団法人子どもの森)②森松明希子(原発賠償関西訴訟原告団代表)③松永浩一(人権擁護士)</p> <p>【場所】豊川いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>(2)沢良宜いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>【実施日】①2月16日②2月25日③3月6日【新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため全日程中止】</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】</p> <p>【テーマ(講師)】</p> <p>①幼児期の訶音の正しい理解と対応を②結婚差別と日本の家族③ジャワ人口ーフィ来日16年、今日本で思うこと</p> <p>【場所】沢良宜いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>(3)総持寺いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>【実施日】①2月13日</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】①15人</p> <p>【テーマ】①コロナ差別を通じてハンセン病問題を改めて考える</p> <p>【講師】①ハンセン病回復者支援センター職員</p> <p>【場所】総持寺いのち・愛・ゆめセンター</p>	(10)さまざまな人権問題	オンラインとの併用開催を行うことで、コロナ禍での人権啓発講演会を開催することができた。	参加者層が、人権問題に対し意識の高い方に偏ってしまっている。様々な立場や考えの方が参加し、人権問題をより身近なこととして捉え、学べる機会としていく必要がある。	人々に興味を持たれるような周知・広報・見せ方の工夫を行い、誰でも参加できる敷居の低い講演会等の実施を行う。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	36	認知症サポーター養成講座の実施	福祉総合相談課	認知症への理解を深めるための普及・啓発を行った。 認知症サポーター養成講座 ・回数：25回 養成数：787人	(3)高齢者問題	地域住民や介護事業所のほか、スーパー等の職域の方にも、認知症への理解を深めることができた。	小中学生等の若年層を含めた多世代への啓発や受講機会の確保。継続的な学習や活動機会の提供。	多世代への普及・啓発及び受講機会の確保。小中学生等に対しては、受講方法の再検討。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	37	障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会研修会の開催	福祉総合相談課	【目的】 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第35条及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第16条の規定に基づき、関係機関の連携協力体制を整備することにより、養護者等による虐待の防止、養護者等による虐待を受けた障害者、高齢者の保護及び養護者に対する支援を推進すること。 【対象者】 関係機関 【実績】 新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を鑑み中止とした。	(10)さまざまな人権問題	例年、関係機関からの参加者が多く、感染予防対策が難しいことから、中止としたが、事業については今後も継続して実施する必要がある。	虐待防止の啓発に努め、事業を継続するための方法等を検討する。	関係機関の連携協力体制の整備のために、状況に応じた、対面以外の開催方法も検討。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	38	ゲートキーパー養成講座	健康づくり課	【目的】 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげることが出来る「ゲートキーパー」を養成する。 【概要】 ゲートキーパー養成講座(基礎情報編・初級)を実施。 【実施日】 3月11日 【対象者】 一般財団法人茨木市保健医療センターパート職員 【参加者】 35人 【講師】 保健師 【場所】 保健医療センター	(10)さまざまな人権問題	新型コロナ感染症拡大により集団形式での実施を見合わせていた為、昨年度より実施回数が減少。	より多くの市民にゲートキーパーという存在が身近に必要なことを知り、ゲートキーパー養成講座に参加してもらえるよう、周知を行う。	市HPや広報、SNS等の活用しゲートキーパー養成講座の周知を行う。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	39	介護認定審査会委員研修会の実施	長寿介護課	【目的】 審査会委員の人権意識の向上を図る。 【概要】 新規委員研修会を実施 【実施日】 ①8月22日(集合研修)②9月4日～9月29日(動画研修) 【対象者】 介護認定審査会委員 【参加者】 ①8人②21人 【場所】 ①大阪府医師会館	(3)高齢者問題	公平・公正な審査判定が行えるよう研修を実施、参加率が低いため、参加率を高めていく必要がある。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市全体研修会が中止となった。	動画研修など開催方法を工夫し、内容を見直したうえで実施につなげる。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	40	子育て支援課職員等研修会の実施	子育て支援課	<p>【概要】各種研修の実施 【対象者】託児担当員、一時保育保育士、ファミリーサポートセンター会員、地域拠点事業スタッフ等 【目的】子育て支援に関わる職員等に対して、人権問題の正しい理解と認識を培い、意識の変革を促し、差別をなくす意欲と実践力を高める。 【実施日】9月3日(木)、9月17日(木)、1月15日(金) 【テーマ】発達障害児の理解と関わり方(9/3、1/15) こどもの虐待について(9/17) 【参加人数】72人 【講師】大阪大学キャンパスライフ健康支援センター 望月直人准教授 浜田・木村法律事務所 浜田真樹弁護士 【場所】男女共生センター ローズWAM</p>	(2)子ども・若者の問題	平成29年度から、他の子育て支援事業の職員等と一時保育保育士の研修を合わせて実施しており、研修の実施は定着してきている。 令和2年度から地域子育て支援者研修の中で開催した。子育て支援に関わる職員として、人権意識の向上につながっている。	継続して実施する。	
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	41	保育所職員研修の実施	保育幼稚園総務課	<p>【概要】人権保育研修 人権啓発推進を行った。 【対象】保育所(園)認定こども園、小規模保育所、全職員 3回 参加者 103名 【内容】人権意識向上研修</p>	(2)子ども・若者の問題	人権の気づきから、様々な子どもの状況を理解できる研修を実施することができた。	今後もLGBTの観点を見逃さないようにしないといけない。	声かけなど、ひとまとめにして保育を行わないようにする。(男の子、女の子など)
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	42	保育所職員研修の実施②	保育幼稚園総務課	<p>【概要】心理士研修 配慮のいる子どもの関わり方を研修する。 【対象】初任者職員 2回 参加者 40名 【内容】検査場面や必要な援助、支援を知る</p>	(2)子ども・若者の問題	検査内容などについても、詳しく聞くことができ、実践の保育の中での今後の子どもの見方について学ぶことができた。	心理士の巡回の中で発達検査を通してのカンファレンスの中から子どもとの向き合いかたを生かしていく。	一人一人の児童を理解し、具体的に支援方法を学べる研修となるように努める。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	43	幼稚園園長・教員研修の実施	保育幼稚園総務課	<p>【概要】発達障害の理解と幼稚園における支援について市立幼稚園 介助教員を対象に実施した。 【講師】梅花女子大学 伊丹 昌一氏 参加者 33名</p>	(2)子ども・若者の問題	集団生活において配慮を要する幼児がもつ特性についての理解を深め、幼児の視点を重視した適切な援助について学ぶことができた。	より具体的な内容も取り入れながら、障害児教育に対する意識を高める。	今後も幼稚園で抱えている課題等について、職員で共有・検討できるような研修会を実施する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	44	保育士、幼稚園教諭研修会の実施	保育幼稚園総務課	<p>【概要】事故防止研修 子どもの安全確保のための取り組みの検証。 【対象】公立幼稚園、公立認定こども園、公立保育所 全職員 【講師】関川芳孝氏 6回 参加者 120名</p>	(2)子ども・若者の問題	ヒヤリハット等を使いながら、保育現場の見直しや危険な箇所などの共通認識をもつことができた。	一人一人の危機管理意識の向上を高める。	毎日の保育の中で、意識できるようにヒヤリハットの様式改善を行う

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	45	人権問題啓発研修の開催	農林課	〔目的〕 農協及び農業団体の職員等の人権意識の高揚を図る。 〔概要〕 市及び茨木市農業協同組合による人権問題啓発研修会の実施 〔実施日〕 令和2年10月22日(木) 〔対象者〕 農協職員 〔参加者〕 27名 〔テーマ〕 「自他尊重のコミュニケーションと職場の人権」 〔場所〕 JA茨木市本店	(9)セクシュアル・マイノリティ	農協職員を中心に、人権意識の高揚を図る機会とすることができた。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、農業団体の職員等の参加を避け、農協職員のみとなった。	感染症防止対策や開催時期、時間帯等を検討し、継続して実施する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	46	小学校調理員・幼・小・中校園務員研修会の実施	教育政策課	令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、研修の開催を見送りました。				
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	47	公民館における人権学習会の開催	社会教育振興課	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実施せず。				
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	48	青年による人権啓発事業	社会教育振興課	様々な人権問題の解決をめざし、人権啓発事業の実施を通じて、青年たちの自主性・主体性の育成を図るため、公募の市民(青年)による実行委員会により啓発事業を行った。 〔実施日〕 10月10日(土) 〔参加者〕 27人 〔内容〕 映画「フリーダム・ライターズ」上映 〔場所〕 クリエイトセンター多目的ホール	(10)さまざまな人権問題	講演会より気軽に参加してもらいやすい映画上映会を実施した。学校での人種差別をテーマにした映画により、身近な題材から人権について考える機会を提供することができた。	事業参加者が年々減少、実行委員の成り手も不足し、従来の形態での事業実施は困難となっている。	同形態での事業実施は一旦休止し、有効な事業実施方法を関係課等とも連携し検討していく。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	49	小中学校管理職人権教育研修の実施	学校教育推進課	〔目的〕 校長・教頭の人権尊重の精神・意識を高める。 〔概要〕 校長人権教育研修・教頭人権教育研修 〔実施日〕 8月25日 8月26日 〔対象者〕 小中学校長・教頭 〔テーマ〕 (校長) セクシュアル・ハラスメント(教頭) 同和問題(オンライン) 〔講師〕 山岸 充典 氏・上出 仁美 氏	(10)さまざまな人権問題	人権が尊重された学校づくり、人権教育の推進について管理職の意識を高めることができた。	経験年数の浅い管理職が増加しているため、学校の課題について把握できていない。	学校訪問等で学校の課題を把握することで、研修の内容をより充実させる。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	50	教職員研修会の開催	学校教育推進課	〔目的〕 教職員の人権尊重の精神・意識の育成を図る。 〔概要〕 人権教育研修A、B、D 〔実施日〕 7月6日、2月19日 〔対象者〕 小中教職員 〔講師〕 西村 大樹、花山 司 〔場所〕 オンライン、ローズワム	(10)さまざまな人権問題	同和問題、集団づくり、男女平等、在日外国人教育と様々な人権課題に係る研修を実施し、教職員の人権感覚を高めることができた。	経験の浅い教職員が増加することにより、教職員全員が理解できていない。	参加者の意識を高めるだけでなく、各校での実践によりつながる研修内容を取り入れていく。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	51	人権教育冬季研究集会の開催	学校教育推進課	〔目的〕 市内幼・小・中学校園における人権教育の取組みを交流し、研究協議をすることで、実態課題を明らかにし、人権教育をより広げ深める。 〔概要〕 市内幼・小・中学校園における人権教育の取組の交流と研究討議 〔実施日〕 2月3日 〔対象者〕 幼小中教職員 〔場所〕 オンライン	(10)さまざまな人権問題	市内幼・小・中学校における人権教育の取組みを通して交流し、研究討議することで、各幼・小・中学校の取組みの達成状況を確認することができた。	教職員が参加できる時間帯を設定する必要がある。	参加者、共同研究者からのアンケートにより、その意見を研修会の内容等に反映する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	52	新転任教職員研修の実施	学校教育推進課	新型コロナウイルス感染症の影響により中止				
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	53	人権教育夏季研究集会の開催(再掲)	学校教育推進課	新型コロナウイルス感染症の影響により中止				
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	54	人権教育研修会の実施	教育センター	学校教育における在日外国人教育について識見を高めるとともに、児童生徒理解や学級経営の指導力の向上のための研修会を実施した。 〔日時〕 2月22日 〔参加者〕 計112人 〔講師〕 コリアNGOセンター 事務局長 金光敏氏 〔場所〕 茨木市教育センター	(6)外国人問題	在日外国人教育について理解し、子ども理解や学級経営に活かす研修となった。	教職員が児童生徒によりきめ細やかな対応ができるよう人権感覚を高めていくこと。	引き続き、教職員のニーズを的確に把握し、研修内容を精選するとともに、実施については学校行事との重なりを避けて設定する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	55	環境教育研修会の開催	教育センター	自然や環境に対する関心を培う教育を充実させるため、新任教職員対象に研修会を実施予定だったが、コロナ禍の影響により実施できなかった。	(10)さまざまな人権問題	未実施のため評価できない。	研修内容の精選と研修形態の工夫が必要である。	引き続き、新任教職員研修として研修内容の精選する。オンラインの活用も検討する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	56	支援教育研修会の実施	教育センター	〔概要〕支援教育についての理解を深めるとともに、指導力・組織力の向上を図るため、市内教職員を対象に支援教育研修を実施した。 〔日時〕11月24日～1月15日 〔講師〕梅花女子大学 教授 伊丹 昌一 氏 〔場所〕動画配信	(4)障害者問題	アドバイザー伊丹教授の講義を動画配信し、市内全体の教職員が校内研修等で視聴し学ぶことができた。一方、センター主催の研修は、コロナ禍の影響もあり、計画通り実施できなかった。	茨木っ子ネクストプラン5.0の最重要課題として引き続き、市内全体で取り組んでいく。	アドバイザー伊丹教授と連携した取組みや研修を行う。
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	57	業務委託業者の社内人権研修の促進	契約検査課	業務の入札時に人権問題研修の実施状況を評価(加点)する。また、契約書(例)に人権啓発研修の実施を明記する。	(1)男女共同参画	市の業務を受託する業者職員には高い人権意識が必要なことから、引き続き人権啓発を促進する。	継続して実施する。	
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	58	ローズWAM講座等の開催(再掲)	人権・男女共生課	〔目的〕男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな機会を通して学習・啓発の充実を図る。 〔概要〕各種講座を実施 〔実施日〕4月～3月 〔対象者〕市民 〔参加者〕1,673人 〔テーマ〕男女共同参画、女性活躍、暴力防止、ワークライフバランス、セクシュアル・マイノリティ ほか 〔場所〕男女共生センターローズWAM	(1)男女共同参画	令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、中止・延期した講座等が多かったが、事業を中止・延期した男女共同参画についての理解の促進を図ることができた。	コロナ禍にも対応できるオンラインの活用を図る必要がある。	社会情勢や時代のニーズに合った内容を選定するなど、効果的な講座を継続して実施する。
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	59	障害者の手づくり作品展覧会の開催	障害福祉課	「障害者週間」に併せて障害福祉サービス事業所等に通う障害者の作品等の展示、販売を実施し、障害のある人とない人との相互理解を図るとともに、障害者の生産活動や一般就労に対する意欲を高めることを目的とする。 〔実施日〕12月8日～12月11日 〔場所〕市役所本館東玄関ロビー・南館玄関ロビー	(4)障害者問題	多くの市民が障害者の作品に触れることにより、障害者への理解を深めること、障害者自身が就労の意欲を高めることができた。	引き続き、継続的に取り組む。	引き続き、継続的に取り組む。
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	60	給食材料納入業者への啓発推進	保育幼稚園総務課	〔目的〕給食材料等納入業者には高い人権意識が必要なことから、組織内での人権啓発を推進する。 〔概要〕保育に関する人権意識向上研修 〔対象者〕本市登録業者・委託業者	(2)子ども・若者の問題	継続して実施することで、子どもの人権に関する理解を深めることに繋がっている。	より具体的な内容も取り入れながら、人権に関する意識を高めていく。	関係課と連携しながらわかりやすい表現を意識し、継続的に取り組む。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	61	就職差別撤廃月間街頭啓発の実施	商工労政課	〔目的〕 就職差別撤廃月間にあわせて、就職差別の撤廃を訴えることにより意識の向上を図る。 〔概要〕 市内事業所・指定管理・業務受託業者に1,300枚リーフレット配布し、茨木市広報誌に啓発記事を掲載、庁舎外壁に懸垂幕を掲示	(10)さまざまな人権問題	街頭にて啓発物の配布は出来なかったが就職差別の撤廃・公正採用選考に関し、市内事業所にリーフレットを送付し、啓発をすることができた。	今後も継続して実施し、啓発に努める。	
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	62	労働講座の開催	商工労政課	〔目的〕 労働関係の安定を図り、誰もが働きやすい活力ある地域づくりに資する。 〔概要〕 本市を始めとした三島地域の4市1町が共同して労働講座を開催した。 〔実施日〕 10月30日 〔対象者〕 労働者、市民、企業関係者 〔参加者〕 15人 〔場所〕 茨木市福祉文化会館202号室	(10)さまざまな人権問題	質問時間を30分設けるという先生の講義方法により、熱心な受講者からの質問が今年もあった。労働関係の安定や誰もが働きやすい活力ある地域づくりが図られた。	今後も継続して実施し、労働関係の安定や誰もが働きやすい活力ある地域づくりに努める。	
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	63	事業主への啓発推進	商工労政課	〔目的〕 雇用や職場環境に関する啓発を行い、理解を深める。 〔概要〕 6月は就職差別、9月は障害者雇用、10月は高齢者雇用と働きやすい職場づくりをテーマにしたリーフレットを作成し、市内事業所(約1,100事業所)へ送付した。 また、職場における人権問題、障害者雇用の推進、働きやすい職場づくりをテーマにしたセミナーを開催した。 〔実施日〕 ①障害者雇用支援セミナー10月23日②働きやすい職場づくりセミナー1月25日 〔参加者〕 ①32人②3人 〔場所〕 ①ハローワーク茨木会議室②庁舎内会議室にて(オンラインZOOM開催)	(10)さまざまな人権問題	毎年6月頃開催の人権問題企業研修が緊急事態宣言発出のため中止になった。障害者雇用支援セミナーでは昨年同様事業所の意見交換を実施したところ、活発な意見が交わされた。働きやすい職場づくりセミナーも急遽オンライン開催となったが熱心に受講いただき、啓発の充実を図ることができた。	今後も継続して実施し、事業主への啓発推進に努める。	
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	64	茨木地区人権推進企業連絡会への支援	商工労政課	〔目的〕 公正採用選考人権啓発推進員制度の円滑な推進をはかり、企業従業員の人権啓発の充実と就職の機会均等に資する。 〔概要〕 推進員研修や、関係団体との連携・交流等により、企業における人権問題の解決、人権啓発に取り組む。 〔実施日〕 ①推進員研修 10月27日他1回②従業員研修 9月30日 〔参加者〕 ①21人 ②23人 〔場所〕 ①②茨木市福祉文化会館ほか	(10)さまざまな人権問題	事業所内研修用にDVD資料の貸出も広く周知されるようになり、活用に至っている。今後も啓発の推進を図る。また今後はオンラインを活用した研修も考えなければならないが、その際には参加人数の把握が困難になる可能性がある。	今後も継続して実施し、事業主・推進員への啓発推進に努める。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	65	懸垂幕の掲出(再掲)	商工労政課	〔目的〕雇用に関する啓発を行い、理解を深める。 〔概要〕6月は就職差別、9月は障害者雇用、10月は高齢者雇用に関する記事を広報誌等に掲載し、啓発を行う。	(10)さまざまな人権問題	公正採用選考や障害者雇用の促進等、雇用に関する事柄について、周知・啓発をすることができた。	今後も継続して実施し、啓発に努める。	
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	66	指定管理者の社内人権研修の促進	政策企画課(関係各課)	〔目的〕市施設を管理する指定管理者には高い人権意識が必要なことから、組織内での人権啓発を推進する。 〔概要〕業務仕様書(例)に職員への人権意識の向上を明記する。また、実施状況の報告を求める。 〔実施日〕各施設随時 〔対象者〕本市指定管理者 〔場所〕各指定管理施設	(10)さまざまな人権問題	概ね1,2回程度の人権研修を行い、指定管理者社員(職員)の意識向上を図り、適切な対応が行われた。	指定管理者の切替や、新規職員の採用が考えられるため、毎年、全指定管理者社員(職員)に対して実施するよう促進する必要がある。	継続して実施する。また、茨木市で実施している人権研修に参加するよう、周知に努める。
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	67	市登録業者への人権啓発推進	商工労政課 人権・男女共生課	〔目的〕雇用や職場環境に関する啓発を行い、理解を深める。 〔概要〕6月は就職差別、9月は障害者雇用、10月は高齢者雇用と働きやすい職場づくりをテーマにしたリーフレットを作成し、市内事業所(約1,100事業所)へ送付した。また、職場における人権問題、障害者雇用の推進、働きやすい職場づくりをテーマにしたセミナーを開催した。 〔実施日〕①障害者雇用支援セミナー10月23日②働きやすい職場づくりセミナー1月25日 〔参加者〕①32人②3人 〔場所〕①ハローワーク茨木会議室②オンライン(ZOOM)開催	(10)さまざまな人権問題	毎年6月頃開催の人権問題企業研修が緊急事態宣言発出のため中止になった。障害者雇用支援セミナーでは昨年同様事業所の意見交換を実施したところ、活発な意見が交わされた。働きやすい職場づくりセミナーも緊急事態宣言発出を受け急遽オンライン開催に変更したが、熱心に受講いただき、啓発の充実を図ることができた。	今後も継続して実施し、事業主への啓発推進に努める。	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	68	懸垂幕の掲出(再掲)	人権・男女共生課	自殺予防週間・自殺予防月間において、市役所に懸垂幕を掲揚。	(10)さまざまな人権問題	広く啓発活動を行うことができた。	継続して実施する。	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	69	非核平和街頭啓発の実施	人権・男女共生課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず				

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	70	人権週間街頭啓発の実施	人権・男女共生課	【目的】人権週間にあわせて、人権意識の高揚を訴えることにより意識の向上を図る。 【概要】啓発物品を各施設や講演会会場に設置・配布 新型コロナウイルス感染症による影響で街頭啓発は中止	(10)さまざまな人権問題	街頭啓発ではなく、各施設や講演会会場に啓発グッズを設置・配布する方法に切り替え、人権啓発に努めた。	街頭啓発の代替手段を決めておく必要がある。	啓発グッズの設置・配布だけでなく、オンライン講演会での宣伝など、広報できる場所を洗い出していく。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	71	啓発紙「虹のひろば」の発行支援(再掲)	人権・男女共生課	【目的】市民の人権意識の高揚を図る。 【概要】茨木市人権啓発推進協議会が身近な人権をテーマに、見やすい紙面に構成し発行する啓発紙の作成に協力した。自治会加盟世帯に回覧 【種別】啓発紙 【発行日】2月15日 【発行部数】14,500部	(10)さまざまな人権問題	コロナ禍における人権教育の必要性を再確認し、教育実践を通して差別のない安心・安全な社会の創造を進めていくための教材や実践例を掲載した。	継続して実施する。	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	72	「地域情報誌(紙)」の発行(再掲)	人権・男女共生課	【目的】いのち・愛・ゆめセンターで実施する各種事業の周知や人権に関する情報を提供し、センターの利用促進及び人権啓発を推進する。 (1)豊川いのち・愛・ゆめセンター ①「iセンターだより」【発行部数】年2回、各4,750部【対象】豊川中学校区 ②地域情報誌「るーが豊川」【発行部数】年2回、各4,750部【対象】豊川中学校区 (2)沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 「iセンターだより」【発行部数】年4回、各6,000部【対象】主に葦原小学校区 (3)総持寺いのち・愛・ゆめセンター ①「iセンターニュース」【発行部数】年2回、各10,500部【対象】三島中学校区 ②地域情報誌「みしま」【発行部数】年2回、各10,500部【対象】三島中学校区	(10)さまざまな人権問題	カラー刷り、ロゴの刷新を行い、目に入る、手に取って見てもらえるようにできた。(豊川) 「読んでもらう」「手に取ってもらう」という視点から紙面をカラー印刷するとともに、毎回レイアウトを変えることにより読者の興味と訴求力の向上を図れた(沢良宜) R元年同様、大学での取組みを一部掲載し、学内で周知してもらう等、官学協働による発信を行った(総持寺)	各センターとも年4回の発行であるため、タイムリーな情報提供には限界があり、発行月を意識した事業計画が必要である。	参加者を募る事業等は発行月を見据えた事業計画を組むよう検討する。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	73	懸垂幕の掲出(再掲)	人権・男女共生課	・人権・平和に関する啓発 「小さな気付きが誰かを救う 持とう関心 変えよう意識—人権作品入選作」 「人権擁護宣言都市 茨木市」 「わがまちは非核平和で明るい暮らし」 ・男女共同参画に関する啓発 「男女共同参画社会をめざそう！」	(10)さまざまな人権問題	人権・平和に関する市の姿勢や考え方を多くの市民に周知・啓発することができた。	継続して実施する	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	74	社会を明るくする運動「市民大会」の開催	地域福祉課	〔目的〕 広く市民に対して、非行や犯罪のない明るい社会の実現をめざして啓発を図る。 〔概要〕 「更生保護の日」である7月1日からの1か月を強調月間とする取組みとして、例年、著名人を招き、講演会を実施するが、令和2年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止となった。	(10)さまざまな人権問題	大阪保護観察所、大阪府保護司会連合会からの通知に基づき、三密が懸念される講演会は原則として中止とせざるを得なかった。	三密を回避しながらも、目的を果たす方法を模索する必要がある。	講演会のオンライン配信を導入するなど、新たな方法を検討する。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	75	茨木地区更生保護女性会研修会の開催	地域福祉課	〔目的〕 会員相互が連携を深めるとともに、研修を通じて知識・技能の向上を図る。 〔概要〕 例年、研修会等を通じて、会員の知識・技能の向上を図っているが、令和2年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止となった。	(10)さまざまな人権問題	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止とせざるを得なかった。	新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら、継続して実施する。	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	76	茨木市民生委員児童委員協議会研修会の開催	地域福祉課	〔目的〕 委員相互が連携を深めるとともに、研修を通じて知識・技能の向上を図る。 〔概要〕 研修会等を通じて、委員の知識・技能の向上を図る。	(10)さまざまな人権問題	民生委員・児童委員の人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	77	(社福)茨木市社会福祉協議会研修会の開催	地域福祉課	〔目的〕 誰もが安心して暮らせるまちをつくるため、地域社会の福祉の増進を図る。 〔概要〕 研修会等を通じて、事業従事者等の知識・技能の向上を図る。	(10)さまざまな人権問題	茨木市社会福祉協議会において、人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	78	茨木地区保護司会研修会の開催	地域福祉課	〔目的〕 保護司相互が連携を深めるとともに、研修を通じて知識・技能の向上を図る。 〔概要〕 研修会等を通じて、保護司の知識・技能の向上を図る。	(10)さまざまな人権問題	保護司会会員の人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	79	懸垂幕の掲出(再掲)	地域福祉課	〔目的〕 各種媒体を利用した効果的な啓発により人権意識の向上を図る。 〔概要〕 本庁庁舎壁面を利用した各種懸垂幕により啓発に努める。 ・社会を明るくする運動の啓発 「社会を明るくする運動強調月間」	(10)さまざまな人権問題	市民の人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	80	懸垂幕の掲出(再掲)	福祉総合相談課	世界アルツハイマー月間にあわせて、認知症の取組みについて啓発するため、懸垂幕を掲出した。 【掲出期間】 令和2年9月16日～9月30日 【設置場所】 本館北・中央 【内容】 認知症その人らしさをみんなでサポートみんながやさしい街いばらき	(10)さまざまな人権問題	フェイスブックに掲載し、広く啓発することができた。	認知症の人や家族が安心して地域で生活するために、市民の認知症に対する関心や知識を深めてもらうための取り組みが必要である。	今後も継続して実施する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	81	懸垂幕の掲出(再掲)	障害福祉課	12月3日から9日の間、障害者福祉に関する啓発として懸垂幕を掲出内容「12月3日～9日は障害者週間“共に生きる社会をめざして”」	(4)障害者問題	多くの市民が懸垂幕を目にすることにより、障害者福祉についての関心と理解を深めるための啓発に繋がった。	引き続き、継続的に取り組む。	引き続き、継続的に取り組む。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	82	「児童虐待防止」街頭啓発キャンペーン(児童虐待防止推進月間)	子育て支援課	実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、中止した。	(2)子ども・若者の問題	事業を中止した。	感染状況を考慮して実施できる手法を検討する。	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	83	懸垂幕の掲出(再掲)	子育て支援課	令和2年11月からの1か月間、市庁舎に掲出した。	(2)子ども・若者の問題	市庁舎に掲出することで、市民、関係団体、市職員等に、関心と理解を得られる機会の提供を行うことができた。	今後も啓発事業の一環として実施する。	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	84	懸垂幕の掲出(再掲)	社会教育振興課	懸垂幕の掲出を行い、青少年健全育成強調月間の周知を実施した。【実施日】11月2日～30日	(2)子ども・若者の問題	懸垂幕の掲出に加え、様々な媒体で青少年を対象とした各種活動・行事等を周知することができた。	青少年健全育成運動の効果的な啓発に向け、各種イベントへの啓発キャラクターの貸出やSNSの活用など新たな方策を検討する。	懸垂幕の掲出を見直し、今後は魅力あるHPの作成やSNS、啓発キャラクターの貸出に注力することで青少年健全育成を促す。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	85	民間団体等への人権教育・啓発	人権・男女共生課(関係各課)	【目的】民間のあらゆる部門における人権教育・啓発の取り組みを促す。【概要】講師の派遣・紹介や研修教材の提供等の支援をする。	(10)さまざまな人権問題	講師派遣等することで、人権教育・啓発の取り組みを支援することができた。	継続して実施する。	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	86	茨木市虐待防止街頭啓発キャンペーン	子育て支援課 人権・男女共生課 福祉総合相談課	【目的】児童、女性、障害者、高齢者への虐待・暴力の根絶に向けて市民の気づきや理解の促進を図るとともに、相談窓口の周知と通報の協力を得る。【概要】「虐待防止啓発チラシ」や「啓発グッズ」合計4,000個を茨木市、茨木市要保護児童対策地域協議会、茨木市DV防止ネットワーク連絡会、障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会、保健医療センターとともに、講演・研修・健診時に設置、配布した。【実施日】11月1日以降	(10)さまざまな人権問題	新型コロナウイルス感染症の感染・拡大の状況を踏まえ、街頭での手渡しによる配布は中止した。関係機関・施設に啓発グッズを配布、設置して児童虐待防止の啓発に努めることができた。	新型コロナウイルスの感染・拡大のリスクが懸念されるため、啓発グッズの手渡しによる配布は中止する。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	87	人権問題研修の実施	人事課	<p>〔目的〕豊かな人権感覚が求められる市職員として、特に必要と考えられる人権問題に関する本質的な認識を深め、日常においても人権の視点に立った職務遂行に必要な人権感覚と知識水準の向上を図る。</p> <p>〔概要〕全職員を対象とした人権問題研修を毎年実施し、職員は4年に1回、興味あるテーマの研修を受講している。特に近年は、高齢者・子どもの人権、パワーハラスメント、男女共同参画社会の構築、自殺問題等、できる限り研修内容の選択肢を広げ、各職員自らの自己啓発意欲向上に資することができるよう工夫を凝らしている。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、集合研修を中止し、LGBT・障害者に対する差別・偏見及び同和問題に関する動画閲覧によるeラーニング研修とした。</p> <p>〔実施日〕1月20日～3月31日 〔対象者〕全職員 〔参加者〕530人 〔テーマ〕LGBT・障害者に対する差別・偏見及び同和問題 (公益財団法人人権教育啓発推進センター作成(法務省委託)) 〔場所〕自席等でのeラーニング</p>	(10)さまざまな人権問題	人権問題研修を毎年実施しており、職員の定期的受講により、人権意識の向上につながっている。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、開催時期やテーマ等の見直しを検討する。	課題を検討し、継続して実施する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	88	階層別研修の実施	人事課	<p>〔目的〕新任係長級職員として、様々な人権問題についての認識を深めるとともに、行政に携わる者としての強い使命感を養い、さらに、人権の視点に立った職務の遂行と部下の育成に資する。</p> <p>〔概要〕ハラスメントについての講義</p> <p>〔実施日〕11月19日 〔対象者〕新任係長級職員 〔参加者〕29人 〔テーマ〕ハラスメントのない職場づくりにむけて 〔講師〕人権・男女共生課職員 〔場所〕市役所</p>	(10)さまざまな人権問題	新任係長級を対象に毎年実施しており、管理職となる初年度に人権問題について再認識することは、今後の職務遂行等につながるものと考えている。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、開催時期やテーマ等の見直しを検討する。	課題を検討し、継続して実施する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	89	新規採用予定職員の事前研修の実施	人事課	<p>〔目的〕 人権問題を正しく理解し、民主的な社会の実現のために努力する自覚と責任感の涵養を図る。</p> <p>〔概要〕 障害者、男女共生、在日外国人、同和問題など様々な人権問題の現状を知り、それらの課題を自分の身の周りのものへと引き寄せて考えることによって、人権問題を正しく理解するとともに、身近なものとする感覚を養い、市職員として必要な人権知識・感覚の涵養を図る。</p> <p>新規採用職員研修 〔実施日〕 4月2日 〔対象者〕 新規採用職員 〔参加者〕 27人 〔テーマ〕 人権問題研修 〔講師〕 人権・男女共生課職員 〔場所〕 市役所</p> <p>新規採用予定職員事前研修 〔実施日〕 3月9日 〔対象者〕 新規採用予定職員 〔参加者〕 45人 〔テーマ〕 人権問題研修 〔講師〕 人権・男女共生課職員 〔場所〕 市役所</p>	(10)さまざまな人権問題	新規採用予定者へ研修を実施することで、公務員として必要な人権知識と感覚の修得につながるものとする。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、開催時期やテーマ等の見直しを検討する。	課題を検討し、継続して実施する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	90	臨時職員研修の実施	人事課	<p>〔目的〕 豊かな人権感覚が求められる市職員として、特に必要と考えられる人権問題に関する本質的な認識を深め、日常においても人権の視点に立った職務遂行に必要な人権感覚と知識水準の向上を図る。</p> <p>〔概要〕 人権問題研修や各研修会・講演会に職員と共に参加</p>	(10)さまざまな人権問題	人権問題研修を実施することで、人権意識の向上につながっている。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、開催時期やテーマ等の見直しを検討する。	課題を検討し、継続して実施する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	91	職場内研修の実施	人事課	<p>〔目的〕 各職場において職員の意識改革を促し、職員一人ひとりの高い問題意識を育成する。</p> <p>〔概要〕 職場共通の課題を抽出し、全員で課題解決に取り組む意欲や職場の連帯感の高揚を図る。</p> <p>〔実施日〕 令和2年4月～令和3年3月 〔対象者〕 職場単位 〔参加者〕 2,633人 (のべ人数) 〔場所〕 各課会議室等</p>	(10)さまざまな人権問題	参加者の人権問題に対する理解と認識を深めることができた。	職場主催研修の活性化を図るため、庁内版出前講座メニューの整備や各職場でのOJTに対する意識向上に努める。	課題を検討し、継続して実施する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	92	部落解放・人権夏期講座への派遣	人事課	〔目的〕 同和問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深め、人権の視点に立った行政遂行に資する。 〔概要〕 全国的な研究集会等への派遣。令和2年度はオンラインによる実施。 〔実施日〕 8月19日～21日 〔参加者〕 3人 〔場所〕 自席でのeラーニング	(10)さまざまな人権問題	参加者の人権問題に対する理解と認識を深めることができた。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、講座内容や参加者所感を周知する機会を検討する。	課題を検討し、継続して実施する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	93	市等主催の研修会・講演会への参加	人事課	〔目的〕 同和問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深め、人権の視点に立った行政遂行に資する。 〔概要〕 市等が主催する各種研修会・講演会に職員研修として例年参加しているが、令和2年度は研修会自体が見送りとなった。	(10)さまざまな人権問題	令和2年度は見送りとなったが、令和3年度以降実施があれば、人権問題に対する理解と認識を深めるため職員の参加を促す。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、講座内容や参加者所感を周知する機会を検討する。	課題を検討し、継続して実施する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	94	部落解放・人権大学講座への派遣	人事課	〔目的〕 体系的な人権研修、啓発を企画できる立案者、指導者を養成する。 〔概要〕 部落解放・人権大学講座への派遣。令和2年度はオンラインによる実施。 〔実施日〕 8月～3月(24日間) 〔対象者〕 職員 〔参加者〕 1人 〔場所〕 自席でのeラーニング	(10)さまざまな人権問題	事業の目的につながる効果が得られるものとする。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、講座内容や参加者所感を周知する機会を検討する。	課題を検討し、継続して実施する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	95	障害者差別解消法推進研修の実施	人事課	〔目的〕 障害者差別解消法の内容の理解を深め、行政に求められる合理的配慮等について学習し、知識・技能の向上を図る。 〔概要〕 障害者差別解消法で求められることや合理的配慮についての講義。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一部eラーニング研修とした。 〔実施日〕 ①1月19日 ②2月1日～26日 〔対象者〕 ①新規採用職員 ②新任課長級職員、新任係長級職員等 〔参加者〕 ①27人 ②37人 〔テーマ〕 ①障害者理解について ②心のバリアフリー～障害者差別解消法が目指す共生社会の実現～(静岡県作成) 〔場所〕 ①市役所 ②自席でのeラーニング	(4)障害者問題	新たに管理職となる初年度に人権問題について再認識することは、今後の職務遂行等につながるものとする。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、開催時期やテーマ等の見直しを検討する。	課題を検討し、継続して実施する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	96	ファシリテーター養成講座の開催支援	人権・男女共生課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず。				

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	97	人権啓発リーダー養成講座の開催支援	人権・男女共生課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず。				
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	98	全国隣保館職員近畿ブロック研修会への参加	人権・男女共生課	<p>【目的】 隣保館の運営等に関する情報交換を行い、知識を深め、職員の知識・技能の向上を図る。さらに、今後の国の政策や隣保館のあり方等についての情報を得る。</p> <p>【概要】 全国的な研究集会等への参加</p> <p>【実施日】 ①7月10日、②11月10日</p> <p>【参加者】 ①3名参加、②3名参加</p> <p>【場所】 ①大阪市、②オンライン</p>	(5)同和問題	近畿他府県の状況について、情報交換・交流等を行うことにより、隣保館運営に関する職員の知識・技能の向上につながった。人員が少ないため、研修受講するにおいても、調整が必要であったが、オンラインであると移動時間もなく、最悪緊急対応も可能であるため、受講のハードルが下がった。	職員の知識・技能の向上を図る必要がある。	今後も参加し、情報交換等に取り組むとともに、オンライン研修の情報・技能の向上につながる研修の受講を促進する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	99	生活保護現業員研修会の実施	生活福祉課	<p>【目的】 人権が尊重される社会の実現にかかわりの深い生活保護現業員を中心に、法律関係、医学関係など専門的な認識を深め、職員の知識・技能の向上を図る。</p> <p>【概要】 専門家を招いて研修会を実施</p> <p>【実施日】 令和3年3月18日(木)</p> <p>【対象者】 生活福祉課職員</p> <p>【参加者】 40人</p> <p>【テーマ】 統計データ分析について</p> <p>【講師】 大阪大学 小原 美紀 教授</p>	(10)さまざまな人権問題	専門家による研修会を実施することにより、対象者に対する人権意識の向上につながった。	職員の人数も多く、例年人事異動での現業員の入れ替わりがあるため、人権意識の定着を継続して図っていく必要がある。	今後も定期的に外部の専門家・有識者の見識や知識を習得する機会を設け、人権意識の高揚及び定着を継続して図っていく。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	100	点字講習会の開催	障害福祉課	新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため中止。	(4)障害者問題	—	—	—
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	101	要約筆記講習会の開催(手書き)	障害福祉課	令和2年度より手話奉仕員養成講座(連番104)にいれ込むことで廃止。 ※令和2年度はコロナ蔓延防止のため中止。	(4)障害者問題	—	—	—
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	102	要約筆記講習会の開催(パソコン)	障害福祉課	令和2年度より手話奉仕員養成講座(連番104)にいれ込むことで廃止。 ※令和2年度はコロナ蔓延防止のため中止。	(4)障害者問題	—	—	—

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	103	手話奉仕員ステップアップ講座の開催	障害福祉課	新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため中止。	(4)障害者問題		令和3年度は、感染拡大に留意しながら開催していきたい。	3密に留意しながら開催し、開催困難な場合は、講師である茨木市聴力障害者協会と協議しリモートでの講習会も視野に入れ開催していきたい。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	104	手話奉仕員養成講座の開催	障害福祉課	手話通訳について学び、登録手話通訳者として茨木市で活動できる手話通訳者を養成する下記講習会を開催予定であったが、コロナ蔓延防止のため中止。 〔実施日〕4月～2月、週1回、全42回×2 〔対象者〕手話で日常会話が可能で、手話通訳者をめざす市民 〔定員〕30人×2 〔講師〕茨木市聴力障害者協会 〔場所〕障害福祉センターハートフル ↓ リモートでの手話講習会を開催 〔実施日〕10/21.28.11/4 全3回 〔対象者〕手話で簡単な自己紹介を学び聴覚障害者の理解を目指す市民 〔参加者〕5名 〔講師〕茨木市聴力障害者協会 〔場所〕情報システム課会議室	(4)障害者問題	コロナ禍で、集合講習会が開催できないため、リモートでの手話講習会を開催。準備に時間がかかり、直接手話が見れないので初めて手話に触れる方にとっては対面での講習よりは習得に時間がかかるが、YouTubeでの事前学習を行うことでカバーができた。	令和3年度は、感染拡大に留意しながら開催していきたい。	3密に留意しながら開催し、開催困難な場合は、講師である茨木市聴力障害者協会と協議しリモートでの講習会も視野に入れ開催していきたい。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	105	音訳講習会の開催	障害福祉課	視覚障害者のコミュニケーション支援のため、音訳ができる人材を養成する講習会を開催。 〔実施日〕9月～10月(週1回)、全6回 〔対象者〕市民 〔参加者〕7名 〔テーマ〕音訳の基礎技術 〔講師〕西浦 純子氏 〔場所〕障害福祉センターハートフル	(4)障害者問題	例年より多くの受講生が参加した。	継続して実施するとともに、広報紙やチラシ等で講習会の周知を図る。	
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	106	全国人権保育研究会への参加	保育幼稚園総務課	〔目的〕保育所・幼稚園・認定こども園・地域・家庭すべてを反差別・人権の視点で点検し、子どもの人権を尊重する保育内容の実施に努める。 〔実施日〕令和2年度 〔参加者〕保育所長1名 〔場所〕高野山	(2)子ども・若者の問題	人権保育の推進に必要な多くの知識や技能を実践から学ぶことができた。	今後も参加し、人権保育の推進のための知識・技能の習得に努める。	引き続き参加し、人権保育の推進のための知識や技能の習得に努める。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	107	キャンプカウンセラー研修の実施	社会教育振興課	【目的】児童のセクシュアル・マイノリティの考え方、学校での取り組みを理解するため 【概要】茨木市立小学校に勤める教師による講義 【実施日】3月25日(木) 【対象者】キャンプカウンセラー 【参加者】参加人数40人 【場所】茨木市立上中条青少年センター	(9)セクシュアル・マイノリティ	キャンプカウンセラーが子ども達と関わるために、性の多様性についての必要な情報を提供することができた。	社会情勢の変化に応じ、多様な人権に関する意識啓発に努めていく必要がある。	引き続き、様々な手法でキャンプカウンセラーへの人権学習を継続していく。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	108	社会教育関係団体等リーダー研修会の開催	社会教育振興課	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実施せず。				
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	109	音訳・点訳ボランティアの養成講座の開催	中央図書館	活字による読書が困難な市民に点字・録音図書を提供するために下記講習会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止となった。 点訳ボランティア入門講習会 【中止】 【開催月】5月～7月(13回) 【参加定員】20人 【講師】点訳技能師 【場所】中央図書館 音訳ボランティア技術研修講習会 【中止】 【開催月】5月～3月(全6回) 【参加定員】27人 【講師】日本ライトハウス 【場所】中央図書館	(4)障害者問題	講習会の開催はできなかったが、コロナ禍においても点字や録音図書の提供に努めた。	令和3年度以降に、講習会等を開催し、ボランティアの拡充と技術向上に努める必要がある。	ボランティアの拡充と技術向上のため、今後、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ講習会を開催する。
1	(2)	②当事者グループの支援と協働	110	茨木市老人クラブ連合会研修会の実施	地域福祉課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修会を中止した。				

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(2)	②当事者グループの支援と協働	111	学童保育指導員研修の開催	学童保育課	<p>〔目的〕学童保育指導員の知識・技能の向上、専門性を高めるため、発達障害などの基礎的な知識を得る。</p> <p>〔概要〕学童保育指導員研修会で講演会を実施</p> <p>〔実施日〕1月28日</p> <p>〔対象者〕学童保育指導員</p> <p>〔参加者〕67人</p> <p>〔テーマ〕自己肯定感を高めるアプローチ</p> <p>〔講師〕伊丹 昌一氏(梅花女子大学)</p> <p>〔場所〕男女共生センターローズWAM</p>	(2)子ども・若者の問題	<p>昨年度の講師が指導員に好評であり、同講師にテーマを変えて依頼した。自己肯定感を高めるためには、どのような関わり方がいいのか、具体的に説明があり、とてもわかりやすかった。</p>	<p>今後も継続して実施していく。</p> <p>研修会場の確保、テーマや講師選定を検討する。</p>	<p>研修希望アンケートや研修後の指導員の研修の振り返りなどを参考にし、テーマを検討し、対象者や講師の選定をしていく。</p>
1	(2)	③自ら学び、行動する消費者市民の育成	112	消費者月間記念講演会の開催	市民生活相談課	<p>〔目的〕広く市民に対して、日常生活を営むうえで起こりうる消費者問題に関する理解を深め、消費者の自立を支援する。</p> <p>〔概要〕消費者月間(5月)に、消費者問題に関するテーマで記念講演会を実施</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大のため中止</p>	(10)さまざまな人権問題	-	-	-
1	(2)	③自ら学び、行動する消費者市民の育成	113	消費生活啓発講座・講習会の開催	市民生活相談課	<p>〔目的〕消費者意識を高め、正しい知識や情報を提供することにより消費者の自立を支援する。</p> <p>〔概要〕出前講座、セミナー、パネル展示等により各種啓発講座を実施</p> <p>〔実施日〕出前講座(3か所)</p> <p>〔対象者〕市民</p> <p>〔参加者〕延べ295人</p> <p>〔テーマ〕悪質商法などから身を守るために 他</p> <p>〔場所〕市民総合センター他</p>	(10)さまざまな人権問題	<p>市内各地域で子どもから高齢者まで幅広い世代へ啓発を実施することができたものの、感染防止のため中止せざるを得ないケースも多くあった。また、ZOOMを活用してリモートで実施した。(1事例</p>	<p>コロナ禍においても実施可能な手法等を検討する必要がある。</p>	<p>対面型とオンラインを併用するなど効果的に実施する。</p>
1	(2)	③自ら学び、行動する消費者市民の育成	114	消費生活展の開催	市民生活相談課	<p>〔目的〕最新の情報を広く市民に知らせ、市民とともに「よりよい暮らしを求めて」消費者問題を考え、被害を未然に防ぎ、自立できる消費者であるための足がかりをつくる。また、消費者団体の交流・活動の場とする。</p> <p>〔概要〕パネル展示や相談コーナー、体験コーナー等を実施</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大のため中止</p>	(10)さまざまな人権問題	-	-	-
1	(3)	①NPO・地域団体等の支援	115	地区人権啓発推進委員会の結成及び促進	人権・男女共生課	<p>〔目的〕地域に根づいた草の根の人権啓発のために地区人権啓発推進委員会を結成。</p> <p>〔概要〕茨木市人権啓発推進協議会役員とともに未結成校区の小学校を訪問し、委員会の結成を依頼</p>	(10)さまざまな人権問題	<p>新規の結成には至らなかったが、次年度結成に向け打合せを実施した。</p>	<p>すべての小学校区で結成されるよう継続して支援する。</p>	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(3)	①NP ○・地域 団体等の 支援	116	地区人権啓発推進委員会の活動支援	人権・男女共生課	〔目的〕 地域での活動の紹介や情報交換を通して、人権草の根組織間の連携を図る。 〔概要〕 市人権啓発推進協議会と27地区人権啓発推進委員会との交流に協力。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、交流会は中止	(10)さまざまな人権問題	-	-	-
1	(3)	①NP ○・地域 団体等の 支援	117	茨木市こども会育成連絡協議会への支援	社会教育振興課	こども会育成者相互の連絡を密にするとともに、茨木市内のこども会の自主的活動を振興し、心身ともに健全なこどもの育成と福祉の増進を図ることを目的とするこども会育成連絡協議会を支援した。	(2)子ども・若者の問題	新型コロナウイルス感染症の影響により実施できない事業が多くあったが、新しい生活様式等を踏まえてキャンプカウンセラーによる「こども会レクリエーションのつどい」を行った。	こども会加入率や子ども会数の減少に伴い、単位こども会の育成者が減少しつつある。	こども会及びこども会育成者間の連絡協調やこども会活動の維持を図るため、引続き茨木市こども会育成連絡協議会を支援する。
1	(3)	①NP ○・地域 団体等の 支援	118	茨木市青少年健全育成運動協議会への支援	社会教育振興課	青少年の健全な育成をめざし、地域と連携して健全育成運動の輪を広げることを目的とする青少年健全育成運動協議会を支援する。 青少年健全育成補助事業実施団体 52団体 事業数107事業 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった事業においても、準備経費を補助対象としていることから、上記事業数に計上しています。	(2)子ども・若者の問題	補助金を活用して事業を実施することにより、青少年と地域との関わりを深めることにつながった。また、好事例を表彰するアワードを創設することにより各地域の行事を周知することにつながった。	青少年問題協議会が提言する青少年健全育成重点目標を意識した取り組みとなるよう周知を行う必要がある。	今後も、各団体の自主的な運営を支援していく。
1	(3)	①NP ○・地域 団体等の 支援	119	茨木市青少年指導員連絡協議会への支援	社会教育振興課	各中学校区ごとに結成する青少年指導員相互の連絡協調及び青少年指導に関する諸問題の研究協議や街頭啓発等を行い、青少年健全育成の推進を図ることを目的とする青少年指導員連絡協議会を支援する。 巡回街頭指導 コロナウイルス感染症対策のため実施無し。	(2)子ども・若者の問題	インターネット世界において青少年が犯罪に巻き込まれるケースも多発するなど青少年に関する問題が複雑多様化している。	こども育成部とも連携し、様々な視点から青少年の健全育成に取組む必要がある。	今後も、団体と連携・協力し、地域の実情に応じた対応等を検討していく。
1	(3)	①NP ○・地域 団体等の 支援	120	家庭教育学級の開設	社会教育振興課	児童の保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの育成に必要な知識と技術について学習し、家庭の教育力の向上を図るため、市内各小学校区に学級(15学級)を開設した。「人権」「親学習」等を学習項目として、年間を通じて自主的に学習や情報交換等の活動を行った。 〔実施日〕 5月～2月 〔参加者〕 延べ988人	(10)さまざまな人権問題	新型コロナウイルス感染症の影響により開設できない学級もあり、活動回数や参加者数は減少したが、コロナ禍における活動方法を模索し、オンライン活用等、新しい手法を導入することができた。	コロナ禍における新しい生活様式を踏まえるとともに、核家族化や共働き世帯の増加等の社会情勢の変化に応じた活動となるよう支援する必要がある。	引き続き、適宜情報提供や相談に応じるとともに学級間の交流を促し、家庭教育に関する保護者の自主的な活動ができるよう支援していく。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(3)	①NPO・地域団体等の支援	121	茨木市PTA協議会の活動支援	社会教育振興課	①単位PTA活動の充実と活性化を図り、つながりを深める。 ②PTA全体で共通の思いを持ち、学び、楽しめる市P活動の充実を図る。 ③各種機関・団体との連携を図り、子どもたちを取り巻く現状を学ぶ。 ④市Pの運営の効率化を図る。 ①～④を目的とした、総会、理事会、役員会、講演会等の茨木市PTA協議会の活動を支援した。	(2)子ども・若者の問題	適宜情報提供や相談に応じる等、市Pの活動を支援した。実施できない事業もあったが、コロナ禍における活動方法を模索し、オンライン活用など新しい手法を取り入れて市内単位PTAへ向けた情報発信等を行うことができた。	コロナ禍において、また核家族化、共働き世帯の増加等の社会情勢の変化に伴い、PTA活動の見直しが求められており、市Pとしてもそうした状況に適切に対応していく必要がある。	PTA活動の意義を保護者や教職員に丁寧に伝え、広く理解を得るとともに、活動の負担軽減を図るなど、時代の変化に応じて取り組んでいけるよう、関係課とも連携し、市Pの自主的な活動を支援していく。
1	(3)	②市民参加によるまちづくりの推進	122	茨木市住みよいまちづくり協議会と関係機関・団体との連携・協力	市民協働推進課	人権・男女共生課が実施する「非核平和街頭キャンペーン」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応のため、中止。				
1	(3)	②市民参加によるまちづくりの推進	123	茨木市自治会長説明会における、個人情報の取扱いについての啓発	市民協働推進課	【目的】平成29年5月30日に施行された改正個人情報保護法の内容について理解を深め、適正な個人情報の取扱いに努める。 【概要】自治会の名簿等も改正個人情報保護法適用の対象となるため、その内容及び取扱いについて、自治会長説明会の資料に掲載し、また、自治会ハンドブックにおいて、個人情報取扱要領の参考例を掲載し、啓発活動に努めた。 ※自治会長説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応のため、中止。5月に全自治会長へ自治会ハンドブック及び自治会長説明会の資料を送付した。	(7)個人情報	平成29年5月30日に施行された改正個人情報保護法の内容について、自治会ハンドブックに個人情報取扱要領の参考例を掲載することで、自治会における個人情報の適正な取扱いへの理解を深める一助となった。	個人情報の取扱いについては、引き続き、自治会長説明会や自治会ハンドブックなどによる啓発に努め、市民の主体的なまちづくりを推進する。	
1	(3)	②市民参加によるまちづくりの推進	124	ローズWAMまつりの開催	人権・男女共生課	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。				
1	(3)	②市民参加によるまちづくりの推進	125	環境フェアの開催	環境政策課	【目的】市域における環境保全の取組を推進し、「COOL CHOICE」に関する啓発を総合的に行う。 【概要】環境に関する講演会、自然観察会等を開催 【実施日】11月21日・22日 【対象者】市民 【参加者】3,400人 【場所】市民総合センター	(10)さまざまな人権問題	新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行いながら、また、企画内容も（飲食禁止等）制限のある中での実施であり、来場者も前年より減ってしまったが、市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の推進には一定取り組むことができた。	令和3年度においてもコロナ禍での開催になる可能性が高く、制限がある中で如何により多くの方に安全に環境保全の取組を推進し、「COOL CHOICE」に関する啓発を行えるかを検討する必要がある。	事前に担当部署及び関係団体等と十分な調整を行い、万全なコロナ感染症拡大防止対策を行ったうえで、可能な範囲で充実した企画を実施していく。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(3)	③当事者の参加の推進	126	地域に開かれた交流の場づくり	人権・男女共生課	<p>【目的】 地域住民のふれあいのある豊かな地域づくりをめざす。</p> <p>【概要】 地域交流、人権啓発、生涯学習の場として、各種講座等を実施。</p> <p>【実施日】 4月～3月</p> <p>【対象者】 市内在住・在勤の方</p> <p>①豊川いのち・愛・ゆめセンター 【参加者】 698人 【場所】 豊川いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>②沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 【参加者】 987人 【場所】 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>③総持寺いのち・愛・ゆめセンター 【参加者】 757人 【場所】 総持寺いのち・愛・ゆめセンター</p>	(10)さまざまな人権問題	平成27年度以降、地域交流促進事業として、外部の事業者へ委託することで、参加者の増加につながっているが、令和2年度はコロナウイルスによる休館や事業縮小等により例年に比べて参加者は減っている。	感染防止対策を講じながらの事業実施には限界があるため、オンライン実施が効果的な事業等を考案する必要がある。	受託者と連携を図り、オンライン実施等で地域交流を図れる企画を行う。
1	(3)	③当事者の参加の推進	127	人権フェスタの開催	人権・男女共生課	<p>【目的】 人権問題を解決するためには社会全体で取り組んでいく必要があるため、地域コミュニティの形成やグループ活動を促進する。</p> <p>【概要】 地域に開かれた交流の場として、地域の団体や多くの人たちが参加するフェスタを開催</p> <p>①豊川いのち・愛・ゆめセンター 豊川やよい祭り 【実施日】 3月6日・7日 【対象者】 市民 【参加者】 延べ213人 【場所】 豊川いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>②沢良宜いのち・愛・ゆめセンター ふれあいまちづくりフェスタ 新型コロナウイルス感染対策のため中止</p> <p>③総持寺いのち・愛・ゆめセンター みしま・まちの玉手箱 【実施日】 2月13日～20日 【対象者】 市民 【参加者】 561人 【場所】 総持寺いのち・愛・ゆめセンター</p>	(10)さまざまな人権問題	(豊川) コロナ禍ではあったが、安全に楽しめるお祭りをと例年になく企画を用意して、来場者にはとても楽しんでいただいた。 (総持寺) コロナ禍のため、例年通りの開催が難しいことから、展示を主体としたフェスタを実施した。限られた条件の中で、人権啓発につながる取組みを行った。	地域のニーズを捉えて、多くの方に参加いただけるイベントを企画・実施する必要がある。一方で、多数の人々を集めて行う従来型フェスタの実施は難しく、今後の実施方法について検討が必要。	オンラインを活用したフェスタの実施等を検討する。 コロナ対策を十分はかるとともに、コロナを恐れる人たちの気持ちを大事にして、安心安全な祭りを実施する。
1	(4)	①人権に関する情報収集・提供機能の充実	128	多言語での生活ガイドブックの配布	文化振興課	<p>転入してきた日本語に不慣れな外国人の利便性向上のために、英語・中国語・やさしいにほんごのいばらき生活ガイドブックを更新・配布した。</p>	(6)外国人問題	相談機関・生活の情報や、健康保険・年金に関する基本的な情報を冊子にまとめて提供することで、外国人の利便性向上につながった。	転入済の市内に住んでいる日本語に不慣れな外国人への行政情報提供を見直す。	従前よりも配布する窓口課を増やして、より多言語での生活ガイドブックが提供されやすくする。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(4)	①人権に関する情報収集・提供機能の充実	129	ホームページによる啓発の実施	人権・男女共生課	〔目的〕 市民の人権意識の高揚を図るため、人権問題に関する情報や、人権教育・啓発材料の情報提供を行う。 〔概要〕 ホームページによる情報提供を行う。	(10)さまざまな人権問題	人権相談をはじめ、各種講座の情報提供、啓発活動を広報することができた。	継続して実施する。	
1	(4)	①人権に関する情報収集・提供機能の充実	130	茨木市人権教育研究協議会との連携（再掲）	学校教育推進課	〔目的〕 人権教育の機軸に同和教育を位置づけ、部落差別解消をはじめとした人権の確立をめざす。 〔概要〕 教職員による人権教育の実践を促す。	(10)さまざまな人権問題	次世代教職員の育成の取組みや校区連携により、人権教育の実践を進めることができた。	経験の浅い教職員が増加することにより、教職員全員が理解できていない。	多くの教職員が参加できるように広い研修会場を設定する。 直面する人権課題をより踏まえた内容で取組む。
1	(4)	①人権に関する情報収集・提供機能の充実	131	人権資料の充実	中央図書館 人権・男女共生課	市民の自主的・主体的な人権教育・啓発を推進するため、各図書館や人権センターなどで書籍やビデオなどの人権関係資料を提供する。	(10)さまざまな人権問題	利用者のニーズに応じて、人権知識や人権感覚の向上につながる書籍等を提供することができた。	継続して人権関係資料を提供する必要がある。	今後も継続して人権関係資料を提供する。
1	(4)	②人権教育・啓発に関する調査・研究	132	いのち・愛・ゆめセンター地域交流促進・相談機能強化事業	人権・男女共生課	〔目的〕 地域の実情に即した講座や地域交流行事を開催し、地域住民の相互の理解と交流を促進する。また長期的、継続的な助言指導による自立促進及び相談事業の集約、分析により地域課題を発見し、課題解決に向けた地域コミュニティの育成を図る。 〔概要〕 公募型プロポーザル方式により、社会福祉法人等へ事業を委託して実施。	(10)さまざまな人権問題	各センターごとに、受託者が相談内容等を集約した事業完了報告書を作成することで、相談内容等の傾向把握、課題等の整理ができた。	地域課題等の把握・整理を行う。	事業完了報告書の内容から抽出した課題より、地域のニーズに合致した取組みを実施していく。
1	(4)	②人権教育・啓発に関する調査・研究	133	茨木市進路保障協議会との連携	学校教育推進課	〔目的〕 様々な課題をもつ生徒をはじめ、全ての子どもたちの進路を保障する。 〔概要〕 生徒の進路保障に取り組む団体を助成	(2)子ども・若者の問題	すべての子どもたちの進路保障に向けて、研修会や小中高の連携の取組みを行い、中退防止に成果をあげた。	経験の浅い教職員が増加することにより、教職員全員が理解できていない。	進路保障協議会と連携を行い、これまでの取組みを継承していく。
1	(4)	②人権教育・啓発に関する調査・研究	134	人権教育冬季研究集会の開催（再掲）	学校教育推進課	〔目的〕 市内幼・小・中学校園における人権教育の取組みを交流し、研究協議をすることで、実態課題を明らかにし、人権教育をより広げ深める。 〔概要〕 市内幼・小・中学校園における人権教育の取組の交流と研究討議 〔実施日〕 2月3日 〔対象者〕 幼小中教職員 〔場所〕 オンライン	(10)さまざまな人権問題	市内幼・小・中学校における人権教育の取組みを通して交流し、研究討議することで、各幼・小・中学校の取組みの達成状況を確認することができた。	教職員が参加できる時間帯を設定する必要がある。	参加者、共同研究者からのアンケートにより、その意見を研修会の内容等に反映する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(4)	③災害時における災害弱者の支援体制の確立と地域連携の促進	135	障害福祉サービス事業所連絡会災害対策PT会議の開催	障害福祉課	新型コロナウイルス感染症の影響により、取組は実施できなかった。				
1	(5)	①教育の機会均等の確保と学習の場の充実	136	茨木市学習・生活支援事業	福祉総合相談課	〔目的〕 貧困の連鎖防止のため、生活保護世帯やひとり親家庭の子どもに対し、生きるための力を育むための支援を行う。 〔概要〕 市内の6か所において、学習・生活支援事業を行った。 〔実施日〕 年476回 〔対象者〕 中学生【生活保護世帯、ひとり親世帯、学校長に推薦された生徒】 〔参加者〕 延べ利用者数 2,464人(内訳：生活保護世帯278人、ひとり親世帯1,052人、学校長推薦1,134人) 〔場所〕 総持寺いのち・愛・ゆめセンター、沢良宜いのち・愛・ゆめセンター、社会福祉協議会分室、豊川コミュニティセンター、春日コミュニティセンター、耳原公民館	(2)子ども・若者の問題	オンライン等を活用した学習支援を実施した。	子ども自身が自主学習する力の定着や個別に配慮を必要とする子どもへの支援スキル向上が求められる。	個別支援スキルの強化を図る。
1	(5)	①教育の機会均等の確保と学習の場の充実	137	幼・小・中学校における通訳派遣事業	学校教育推進課	〔目的〕 小中学校に在籍する在日外国人児童・生徒に対する学校生活への適応を促す。 〔概要〕 通訳を派遣し学習支援を行う。	(6)外国人問題	通訳により学校生活に馴染むことができ、日本語の習得にもつながっている。	さまざまな地域から来るため、必要な言語の通訳者を確保することが難しい。	茨木市実用日本語学習会と連携をして、通訳者を確保する。
1	(5)	①教育の機会均等の確保と学習の場の充実	138	茨木市在日外国人教育研究協議会との連携	学校教育推進課	〔目的〕 在日外国人教育を推進する。 〔概要〕 在日外国人教育の向上に取り組む団体を助成	(6)外国人問題	外国にルーツのある子どもの自尊感情を高め、進路保障につながる在日外国人教育を進めることができた。	多くの学校に外国にルーツのある子どもが増加してきたため、どのようにして取り組めばよいか分からない学校もある。	在日外国人協議会と連携を行い、これまでの取り組みを継承していく。
1	(5)	②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	139	幼・小・中学校における通訳派遣事業(再掲)	学校教育推進課	〔目的〕 小中学校に在籍する在日外国人児童・生徒に対する学校生活への適応を促す。 〔概要〕 通訳を派遣し学習支援を行う。	(6)外国人問題	通訳により学校生活に馴染むことができ、日本語の習得にもつながっている。	さまざまな地域から来るため、必要な言語の通訳者を確保することが難しい。	茨木市実用日本語学習会と連携をして、通訳者を確保する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
1	(5)	②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	140	茨木市在日外国人教育研究協議会との連携（再掲）	学校教育推進課	〔目的〕 在日外国人教育を推進する。 〔概要〕 在日外国人教育の向上に取り組む団体を助成	(6)外国人問題	外国にルーツのある子どもの自尊感情を高め、進路保障につながる在日外国人教育を進めることができた。	多くの学校に外国にルーツのある子どもが増加してきたため、どのようにして取り組めばよいか分からない学校もある。	在日外国人協議会と連携を行い、これまでの取り組みを継承していく。
1	(5)	②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	141	識字学級等の開催及び日本語教室等の開催	社会教育振興課 人権・男女共生課	〔目的〕 日常生活に必要な文字の読み書きを習得し、社会的自立を支援する。 〔概要〕 教育の機会を疎外されてきた人々には識字教室を、在日外国人等を対象に日本語教室を開催 〔実施日〕 毎週1回または2回 〔対象者〕 市民、在勤、在学 〔参加者〕 ①延べ996人（3センター合計数）（豊296人、沢530人、総170人） ②延べ395人 〔場所〕 ①豊川・沢良宜・総持寺 いのち・愛・ゆめセンター ②生涯学習センターきらめき	(10)さまざまな人権問題	コロナ禍での教室運営では、密を避けるため会場や曜日を増やしたり、時間差学習等を行った。また、生徒と講師とのオンライン学習を実施したり、宿題形式の通信添削等、通信学習をしたりなど感染防止対策を講じたうえで、地域住民に学習機会を提供できた。	コロナ禍における新しい生活様式を踏まえるとともに、技能実習生受け入れ拡大に伴う受講希望者の増加に対応していく必要がある。 学習指導者の定期的な募集により一定確保し、学習の待機が出ないよう調整する必要がある。 学習機会の継続が図れるよう、生活面での課題についても、寄り添い支援する必要がある。	講師間での情報・技術の共有や、多人数対応が可能なサロン方式を導入する等、学習ニーズを満たせるよう各館の状況に合わせて実施する。 また、生活課題を発見し、解決するために相談員や福祉関係部署と連携を図る。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	142	いのち・愛・ゆめセンター地域避難訓練事業	人権・男女共生課	新型コロナウイルス感染症の影響のため中止。				

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	143	生活困窮者自立支援事業	福祉総合相談課	<p>〔目的〕 経済的に困窮している方（世帯）のみならず、複合的な課題を抱え困っている方（世帯）に対して、本人とともに自立に向けたプランを作成し、伴走型の支援を行う。</p> <p>〔概要〕 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対する福祉のワンストップ総合相談窓口として実施。その中で「一時生活支援事業」、「就労準備支援事業」等による、一時的な生活の場の確保や就労にいたる準備支援などを行った。</p> <p>〔実施日〕 随時</p> <p>〔対象者〕 生活困窮者等</p> <p>〔新規相談件数〕 2,039人</p> <p>〔場所〕 相談支援課</p>	(1)男女共同参画	不安や課題を明確にし、支援プランを作成したうえで支援を実施することにより、相談者の抱える不安や課題の解決につながった。	効果的な自立支援を実施するためには、完全に困窮状態に陥る前の早期支援が有効になるため、関係機関との連携の強化が必要である。	事業の周知を行うとともに、アウトリーチ支援や関係機関との強化を図る。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	144	障害者相談支援事業	福祉総合相談課	<p>〔目的〕 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等からの相談に応じ必要な援助を行う事業</p> <p>〔概要〕 障害者相談支援センター10か所および基幹相談支援センター2か所にて相談支援を実施。</p> <p>〔件数〕 相談支援事業実利用件数 2,667人 相談支援事業延べ利用件数 45,689人</p>	(4)障害者問題	令和元年度と比較し、相談支援事業利用者数が増加している。個別支援会議等の件数についても増加しており、関係機関での連携の機会も増えてきている。	相談員のスキルアップと関係機関との連携強化を図り、障害者本人が主体的に生活できるような支援が必要。	障害者基幹相談支援センターが障害者相談支援センターの後方支援を行う等、相談員のスキルアップと地域の支援者とのネットワークの構築を図る。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	145	障害者社会参加・障害理解促進事業	障害福祉課	<p>市内障害者団体が実施する社会見学、外出等の事業及び市内で実施する障害者福祉の啓発、障害者と市民の交流を深める行事や研修会の開催等の事業を対象に補助を実施し、障害者福祉の向上をめざす。</p> <p>〔実績〕 障害者社会参加促進事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて中止とした。 障害理解促進事業については、中止とはしていないが、新型コロナウイルスの影響を受け、申請件数は0件である。</p>	(4)障害者問題	新型コロナウイルスの影響を受けた事業であった。今後の新型コロナウイルスの収束の目途が立たない状況であるため、社会情勢に対応していく必要がある。	市内で実施する障害者福祉の啓発、障害者と市民の交流を深める行事や研修会開催等の事業の利用団体が少ない。	研修会の開催を促進するために、講師依頼リスト(仮称)を作成し、周知をはかる。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	146	ユースプラザ事業	こども政策課	<p>【目的】子ども・若者が地域で孤立することのないよう人とつながる場を創るとともに、関係機関等と連携して支援することで、子ども・若者の生きづらさの早期解消を図る。</p> <p>【概要】社会経験や相談ができる居場所「ユースプラザ」の5か所めを開設した。子ども・若者支援に関わっている団体・組織と連携しながら取り組む。また、課題が複合的で支援困難なケースについては、子ども・若者支援地域協議会で早期支援・早期困難解消に向けて取り組む。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・交流サロンのべ7,349人 ・居場所のべ3,120人 ・自学・自習の場のべ2,224人 ・相談 子ども・若者本人のべ1,653人 保護者のべ438人 	(2)子ども・若者の問題	オンラインを活用したふれあい・交流サロンを実施することで、コロナ禍であっても生きづらさを抱えた子ども・若者とつながることができた。 茨木ひきこもり女子会を開催し、ひきこもり状態である女性を孤立させないための居場所の提供と相談場所の周知を図った。	ユースプラザにおいて、生きづらさを抱える子ども・若者の状態改善が進むよう、相談支援機能を強化する必要がある。	今後、再度プロポーザルを実施するにあたり、仕様書において更に充実した相談支援を設定する。 ユースプラザの支援員が子ども・若者支援地域協議会の支援者向け研修に参加し、支援力の向上を図る。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	147	茨木市子ども・若者自立サポート事業	こども政策課	<p>【目的】子ども・若者の生きづらさの早期解消</p> <p>【概要①】茨木市子ども・若者自立支援センター「くろす」において、ひきこもり・ニート・不登校等の子ども・若者とその保護者の個別専門支援を実施 (委託先)社会福祉法人ほぽんがぼん</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談 本人のべ1,230件 保護者のべ1,050件 ・居場所のべ37件 ・訪問支援のべ199件 ・同行支援のべ17件 ・電話相談のべ1,190件 ・他機関・企業連携のべ608件 ・センター利用により子ども・若者が状態改善した割合 96.0% <p>【概要②】不登校やひきこもりの当事者と関わるすべての人の支援力の底上げを図るため、「ひきこもり支援ガイドブック」を作成及びその内容に基づく支援者向け研修を実施</p> <p>【概要③】子ども・若者支援地域協議会の指定支援機関として、子ども・若者支援の主導的役割を担う</p>	(2)子ども・若者の問題	茨木市子ども・若者自立支援センター「くろす」を利用することで本人の状態が改善された率が昨年度と比べ上昇していることから、子ども・若者の状態改善を図ることができている。 「ひきこもり支援ガイドブック」の内容に基づき、当事者の状態や状況に応じて支援の方向性を判別する分析シートを作成し、支援の現場で共有できた。	支援を要する子ども・若者の早期困難解消を目指すため、ユースプラザスタッフや保護者、学校教員等に子ども・若者との関わり方など支援力の向上を図る必要がある。	当該センター以外にもひきこもり支援ができる存在を増やす必要があること、保護者や学校教員が不登校・ひきこもり状態の子どもへの対応を理解していれば早期支援・早期課題解決につながることを踏まえ、ひきこもり支援の考え方や支援ノウハウを伝授できる利便性が高いツールとして「ひきこもり支援ガイドブック」の内容に基づく動画配信を検討する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	148	ひとり親就業支援講座の開催	こども政策課	<p>【目的】ひとり親家庭の自立促進</p> <p>【概要】介護職員実務者研修を実施することにより、介護保険事業所で働く上で必要になる基本的な知識や技術を習得し、就業やキャリアアップへとつなげることで、ひとり親家庭の自立促進を図る。(一時保育あり)</p> <p>【日程】全8日(土・日曜日)</p> <p>【場所】未来ケアカレッジ千里丘校</p> <p>【実績】受講修了者 11人</p>	(2)子ども・若者の問題	新たに介護関係の就労を目指すだけでなく、現在介護関係で働いている方のキャリアアップにもつながっている。	介護職員初任者研修から介護職員実務者研修の開講に変更して2年が経過するが、ひとり親の就労希望に合った講座を開講することにより、就労支援につなげる必要がある。	ひとり親自立支援員の就労相談や、ハローワークとの情報共有により、ひとり親の就労に対する要望を把握するよう努める。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	149	茨木市子ども・若者支援地域協議会の開催	こども政策課	<p>【目的】子ども・若者を早期に支援し、早期困難解消をめざすとともに、支援する側・される側の負担軽減を図る。</p> <p>【概要①】社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、各々の専門性を有する支援機関が必要に応じて連携し包括的に支援</p> <p>【実績】・実務者会議 1回 ・ケース会議 113回 ・部会 7回</p> <p>【概要②】研修・講座等を開催し、支援ノウハウや情報共有の機会を提供</p> <p>【実績】・支援コーディネーター研修 3回</p>	(2)子ども・若者の問題	令和元年度から実施しているひきこもり部会を福祉分野だけでなく、教育や就労等分野ごとに開催したことで、多角的な支援の在り方についてより具体的な方法が検討できた。	若者から親への家庭内暴力や夜間の緊急相談体制など、市の相談支援機関では対応が困難なケースがある。	市だけでなく府や国の資源も含めて公的資源を洗い出し、市民や支援者に周知や情報共有を行う。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	150	学習・生活支援事業	こども政策課	<p>【目的】貧困の連鎖の解消</p> <p>【概要】学習会を市内5ブロック6か所で開催。学習・生活支援員が家庭訪問を行い、家庭の生活状況や保護者と本人の事業利用意向を確認した上で、学習会に誘導。保護者の生活相談も受け、必要な支援につなぐ。</p> <p>【対象】経済的に困難を抱えるひとり親家庭の中学生</p> <p>【実績】・利用承認人数 26人 ・学習会のべ開催回数 476回 のべ参加人数 1,052人</p>	(2)子ども・若者の問題	児童扶養手当現況届時や卒業間近の小学生を対象に本事業を周知するなど、必要な生徒に支援がつながるように事業周知方法を拡充した。	必要な生徒に支援がつながるように事業周知方法を拡充したが、利用者がなかなか増えない。	支援が必要な家庭に直接的な情報提供と手続きの支援を行うため、家庭訪問を例年より早めて、早期支援につなげる。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	151	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	在宅世帯の子育てを支援し、子どもの健やかな成長をサポートする。コロナ禍の対応として、ICTを活用とした相談体制の整備を行った。 〔参加者〕 7,297人(地域子育て支援センター) 47,109人(つどいの広場)	(2)子ども・若者の問題	新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者数は前年度より半減したが、ICTを活用することにより、相談機能の充実につながっている。	新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じながら、今後も柔軟に取り組む。	
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	152	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	ファミリー・サポート・センター事業を実施した。 〔会員数〕1,692人(依頼会員1,192人 援助会員278人 両方会員222人) 〔活動件数〕2,516件 〔新規依頼件数〕88件	(2)子ども・若者の問題	新型コロナウイルス感染症の影響により、活動件数は前年の半分程度に減少した。また、会員登録数も減少した。	障害を持つ児や疾患を持つ保護者、育児不安の強い保護者等の多様な会員の支援が必要になってきている。	
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	153	就職サポート事業	商工労政課	〔目的〕働く意欲がありながら、様々な就労阻害要因を抱えるため、就労できない人の就労を支援する。 〔概要〕ハローワークや茨木商工会議所と連携し、仕事なんでも相談、合同就職面接会等の就労支援を実施した。 〔実施事業名〕仕事なんでも相談 〔相談件数〕164件 〔実施事業名〕就活支援事業 〔参加事業所〕5事業所 〔参加者〕36人 〔実施事業名〕就労支援フェア(合同就職面接会、就労・起業相談等) 〔開催日〕①令和2年8月27日(子育て)②7月17日③10月22日④11月17日(障害)⑤令和3年1月27日 〔来場者〕①31人②44人③69人④63人⑤90人 〔実施事業名〕職業能力開発講座①技能講習②障害者向けパソコン講座 〔実施日〕①平成2年5月～令和2年3月②令和2年11月(3日間) 〔参加者〕①2人 ②5人 ③12人 〔実施事業名〕就職支援セミナー 〔実施日〕①令和2年9月4日②10月16日③令和3年2月5日 〔参加者〕①20人 ②3人 ③12人 〔実施事業名〕再就職支援助成金 〔交付件数〕1件 〔実施事業名〕就労体験事業〔参加者〕1人	(10)さまざまな人権問題	合同就職面接会については、来場者を把握するため参加を事前予約制とし、参加企業数を例年より絞るなどの対応をしたことにより、参加者数自体は減少したが、コロナ禍の中感染症対策を十分に行いながら実施することができた。能力開発講座においても教習所の休所や体験受け入れ事業所の都合により参加者数とも前年度とも昨年度より減少した。在宅ワーク入門セミナーも急遽オンライン開催となったが、熱心な受講者に参加いただいた。庁内関係課・関係機関との連携により合同就職面接会等の事業を実施し、就労の支援に努めた。	就職困難者の就労を支援するため、本市の就労支援メニューをはじめ、様々な主体が行う事業を活用する。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	154	ゆめ実現支援事業	学校教育推進課	〔目的〕 通学意欲を有しながら、経済的な事由により就学が困難な生徒の進学を支援する。 〔概要〕 様々な奨学金制度について広く紹介し、奨学金説明会を開催する。教育センターの相談窓口で、奨学金制度を紹介し、相談・助言や、関係機関を紹介する。	(2)子ども・若者の問題	様々な奨学金制度や授業料無償制度等を周知することができた。個別の相談の回数も増加し、個々の相談者の状況に応じ適切に対応することができた。	コロナウイルスの感染拡大に伴い、説明会に参加できない相談者がいる。	開催時間を短くしたり、感染症対策を実施し説明会を開催していく。また、説明会に参加できない方には、個別の相談も実施していく。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	155	幼・小・中学校における通訳派遣事業（再掲）	学校教育推進課	〔目的〕 小中学校に在籍する在日外国人児童・生徒に対する学校生活への適応を促す。 〔概要〕 通訳を派遣し学習支援を行う。	(6)外国人問題	通訳により学校生活に馴染むことができ、日本語の習得にもつながっている。	さまざまな地域から来るため、必要な言語の通訳者を確保することが難しい。	茨木市実用日本語学習会と連携をして、通訳者を確保する。
2	(1)	②社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減	156	いきいきネット事業	福祉総合相談課	〔目的〕 要援護者の早期発見から支援につなげる。 〔概要〕 市内14か所において相談支援を行う。 〔相談者〕 延22,758人	(10)さまざまな人権問題	コロナ禍により健康福祉セーフティネットの更なる構築に向け、会議以外での実施を行った。	継続して実施する。	継続して実施する。
2	(1)	②社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減	157	障害者虐待防止センター事業	福祉総合相談課	〔目的〕 障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待に対する早期発見と虐待防止に向けた取組を行う。 〔概要〕 家庭や事業所、職場で起こる身体的・心理的・性的・経済的及び介護などの放棄や放置といった虐待に対する通報や届出、支援等の相談を受け付ける。 〔実施日〕 随時 〔場所〕 相談支援課 〔通報件数〕 55件（養護者37件、施設従事者15件、使用者3件）	(4)障害者問題	障害者虐待に対する早期発見・対応、被害障害者・加害者共に守り、虐待防止につなげることができた。	虐待防止の啓発に努め、事業を継続する。	継続して実施する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(1)	②社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減	158	利用者支援事業	子育て支援課	<p>新型コロナウイルス感染症の影響によりこども健康センターでの4か月児健康診査等での相談事業等が実施できず、茨木市内に20か所あるつどいの広場へは回数が減少したが出張相談を実施した。コロナ禍の対応として、家庭訪問での相談対応やZOOM等による相談体制の整備を行った。</p> <p>また、子育て世代包括支援センターとして妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築のため、引き続き、こども健康センターとの連携会議を実施した。</p> <p>■相談実績合計 480件 (うち出張相談件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つどいの広場(33回) 102件 ・パパ&ママクラス(0回) 0件 ・4か月児健康診査(0回) 0件 ・その他家庭訪問等(80回) 80件 	(2)子ども・若者の問題	気軽に相談ができる機会として妊婦や子育て親子が集まる場所に出向いていたが、コロナ禍の影響で活動が制限された。しかし、家庭訪問を実施し一定数は対応することができた。ZOOM等オンライン相談については、申込み及び実績はなかった。	利用者支援事業の相談としては、活動が制約される中でも対応できているため、今後も柔軟に取り組む。子育て世代包括支援センターの連携としては、具体的に動きが見いだせていない。	子育て世代包括支援センターは、令和3年度から実施する多胎児外出支援等事業の中で、具体的な取り組みを実施していく。
2	(1)	③困難を抱える市民に対する情報提供・学習支援	159	学習・生活支援事業(再掲)	こども政策課	<p>【目的】 貧困の連鎖の解消</p> <p>【概要】 学習会を市内5ブロック6か所で開催。学習・生活支援員が家庭訪問を行い、家庭の生活状況や保護者と本人の事業利用意向を確認した上で、学習会に誘導。保護者の生活相談も受け付け、必要な支援につなぐ。</p> <p>【対象】 経済的に困難を抱えるひとり親家庭の中学生</p> <p>【実績】 ・利用承認人数 26人 ・学習会のべ開催回数 476回 のべ参加人数 1,052人</p>	(2)子ども・若者の問題	児童扶養手当現況届時や卒業間近の小学生を対象に本事業を周知するなど、必要な生徒に支援が広がるように事業周知方法を拡充した。	必要な生徒に支援が広がるように事業周知方法を拡充したが、利用者がなかなか増えない。	支援が必要な家庭に直接的な情報提供と手続きの支援を行うため、家庭訪問を例年より早めて、早期支援につなげる。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	160	消費生活相談	市民生活相談課	<p>【目的】 市民の消費生活上の問題について、苦情・相談を受け助言・あっせんを行うとともに、消費生活情報の収集と情報の提供を行う。</p> <p>【概要】 消費生活相談員が苦情等についての相談業務を行う。</p> <p>【日時】 毎週月～金曜日、第2・4土曜日</p> <p>【場所】 消費生活センター</p>	(10)さまざまな人権問題	2,694件の相談があり、必要に応じ助言・あっせん等を行い、問題解決の一助となった。	法に基づいた事業であり、継続実施する。	
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	161	法律相談	市民生活相談課	<p>【目的】 市民生活の安定、市民福祉の向上を図る。</p> <p>【概要】 市民が抱えている諸問題に対して、弁護士が助言、アドバイスを行う。</p> <p>【日時】 毎週月・水・金曜日、毎月最終日曜日</p> <p>【場所】 市民生活相談課</p>	(10)さまざまな人権問題	1,671件の相談があり、市民が抱える問題解決の一助となった。	市民ニーズを踏まえながら、法律相談を継続実施する。	
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	162	法律相談	人権・男女共生課	<p>【目的】 法律に基づく解決のための手だてについて支援する。</p> <p>【概要】 法律上の悩みについて、女性弁護士が相談を受ける。</p> <p>【日時】 毎月第3木曜日、土曜日午前9時30分～12時30分</p> <p>【場所】 男女共生センターローズWAM</p> <p>【相談件数】 83件</p>	(1)男女共同参画	相談者が様々な問題の解決に踏み出す一助になった。	より高度で複雑な問題に対応しなければならぬ。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	163	女性相談	人権・男女共生課	<p>【目的】子育てや介護、健康、人間関係など女性をとりまく様々な悩みに関する相談事業を実施することで、男女共同参画社会の形成と女性の自立を促進する。</p> <p>【概要】電話および面接による相談を実施</p> <p>【日時】月～土曜日(火曜日、祝日を除く)</p> <p>【場所】男女共生センターローズWAM</p> <p>【相談件数】①電話相談 1,590件 ②面接相談 494件</p>	(1)男女共同参画	多種・多様な相談に対応することで、女性の自立を支援することができた。	継続して実施する。	
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	164	DV相談 配偶者暴力相談 支援センター事業	人権・男女共生課	<p>【目的】DVやデートDV、ストーカーなど配偶者や恋人など親しい間柄でおこる暴力に関する相談事業を実施することにより、DVなどの暴力の防止を図るとともに被害者を支援する。</p> <p>【概要】電話や面接による相談を実施</p> <p>【日時】月～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時</p> <p>【相談件数】914件</p>	(1)男女共同参画	複雑・多様化している相談に対応し、被害者の安全確保と自立につなげることができた。	複雑・多様化する相談に対応する必要がある。	関係機関や関係課との連携をさらに充実させ、継続して実施する。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	165	男性相談	人権・男女共生課	<p>【目的】生き方や健康、人間関係など男性をとりまく様々な悩みに関する相談事業を実施することで、男女共同参画社会の形成を促進する。</p> <p>【概要】男性カウンセラーによる電話相談を実施</p> <p>【日時】毎月第3・4水曜日 午後6時30分～9時30分</p> <p>【場所】男女共生センターローズWAM</p> <p>【相談件数】47件</p>	(1)男女共同参画	匿名で顔を合わさず相談できること、またその相談場所の存在を示すことで安心を与え、問題や悩みを抱える男性の支えとなった。	年々相談件数が増加しているものの、まだ男性相談の存在を知らない方が多くいると想定される。	広報紙等を通じて、さらに周知を図りながら継続して実施する。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	166	総合生活相談	人権・男女共生課	<p>【目的】住民の自立支援及び福祉の向上に資するとともに、生活上の様々な課題や住民ニーズ等を発見し対応する。</p> <p>【概要】生活上の様々な悩みについて、相談者の立場に立って、きめ細やかで具体的な助言対応を行う。</p> <p>【日時】随時</p> <p>【場所】各いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>【相談件数】豊川1873件、沢良宜740件、総持寺569件</p>	(10)さまざまな人権問題	コロナ禍による生活に関する不安等に対する相談を実施し、相談件数も増加した。	センターに相談に來れない人へのアウトリーチ手法について、更に検討する必要がある。	館だよりへの掲載に加え、ホームページ等を活用した周知を行う。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	167	人権相談	人権・男女共生課	<p>【目的】人権侵害を受け、又は受けるおそれのある市民が、自らの主体的な判断により課題の解決を図る。</p> <p>【概要】窓口や電話相談で事案に応じた適切な助言や相談機関を紹介、取り次ぐことにより支援を行う。</p> <p>【日時】随時</p> <p>【場所】各いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>【相談件数】豊川 23件、沢良宜 86件、総持寺70件</p>	(10)さまざまな人権問題	人権問題に対し、対象者への寄り添い相談を実施する中で、助言・傾聴相談を行った。	人権に関する相談は、まだまだ敷居が高い印象を持たれていることから、相談勧奨に加え、意識啓発も含めたアプローチが必要である。	生活相談等の中から、背景や要因となる人権課題を整理・見える化する等、相談精度を高める。気軽に相談できる窓口としての認知度を高めていく。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	168	生活困窮者自立支援事業による法律相談	福祉総合相談課	<p>【目的】 専門的な知識に基づく法律相談を実施することにより、困窮者の自立の促進を図る。</p> <p>【概要】 弁護士による法律相談</p> <p>【実施日】 毎月1回</p> <p>【対象者】 生活困窮者等</p> <p>【参加者】 延べ相談者数 24人</p> <p>【場所】 相談支援課</p>	(1)男女共同参画	債務問題・労働問題・住宅問題・家族問題などの法律相談を実施することにより、相談者の抱える不安や問題の解決につながった。	継続して実施する。	継続して実施する。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	169	高齢者虐待相談	福祉総合相談課	<p>【目的】 高齢者虐待に対する早期発見と虐待防止に向けた啓発を行う。</p> <p>【概要】 ①家庭や事業所内で起こる身体的・心理的・性的・経済的及び介護などの放棄や放任といった虐待に対する相談窓口を設置。②関係機関連携強化のための虐待防止ネットワーク連絡会。③茨木市虐待防止街頭啓発キャンペーン。④虐待防止ネットワーク連絡会研修会</p> <p>【開催方法】 ①随時、②③④新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止</p> <p>【場所】 ①相談支援課、地域包括支援センター</p> <p>【実績】 新型コロナウイルス感染症対策を行い、相談窓口の設置。また、行政や地域包括支援センターでの相談窓口の周知については啓発物を随時関係機関に配布していた。</p>	(3)高齢者問題	高齢者虐待の早期発見、虐待防止のため、相談窓口の周知を行うと共に、関係機関と連携を図り対応する必要がある。	継続していた事業の実施方法の検討。	継続して実施するため、状況に応じた対面以外の開催方法も検討。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	170	聴覚・言語障害者生活相談	障害福祉課	<p>聴覚・言語障害者の社会参加を促進するため、医療や教育、コミュニケーションに関することについて相談を実施</p> <p>【日時】 随時</p> <p>【場所】 障害福祉課</p> <p>【相談件数】 2,362件（通訳含む）</p>	(4)障害者問題	昨年に引き続き、高齢の方の相談が多、若い世代では子どもの教育についての相談が多い。コロナ関連の相談も多かった。	継続して実施する。	引き続き、継続的に取り組む。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	171	母子・父子・寡婦家庭相談	こども政策課	<p>【目的】 ひとり親家庭等の自立支援</p> <p>【概要】 こども政策課窓口に自立支援員を2名配置し、相談業務を実施した。</p> <p>【場所】 こども政策課事務室</p> <p>【対象】 ひとり親家庭の父または母、離婚前</p> <p>【実績】 相談件数 1,585件</p>	(2)子ども・若者の問題	相談内容に応じて各種制度の案内や、関係機関と連携による就労支援等を行い、ひとり親家庭等の自立へとつなげた。また、コロナ禍における生活困窮の相談が多く寄せられ、関係機関に適切につなげ支援することができた。	離婚時に協議した養育費が元の配偶者から支払われず、経済的に困窮し、子どもの貧困につながるなどの問題が生じているため、養育費不払いによる経済的困窮を防ぐ必要が支援が必要である。	養育費確保等支援事業補助制度の周知に努め、養育費保証料補助により、養育費不払いによる経済的困窮を防ぐ必要がある。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	172	子育て相談(児童虐待を含む)	子育て支援課	子育てに不安や悩みを持つ親に対して、保育士、心理判定員、保健師が、電話と面接・訪問相談を、月曜日から金曜日までの祝日を除く期間で、午前10時から午後4時まで実施しており、専門的な立場から助言を行っている。令和2年度の相談件数は、面接が18件、電話等が515件であった。	(2)子ども・若者の問題	令和2年度も子育てに不安や悩みを抱える保護者からのニーズに対応することができた。	令和3年度も相談者の思いに寄り添い、話を聴き、対応を一緒に考え、必要に応じて継続面接や訪問も実施し、引き続き取り組む。	
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	173	乳幼児発達療育相談(乳幼児療育発達相談事業)	子育て支援課	健診や幼稚園等の集団生活での発達の不安を持つ親の相談窓口として心理判定員、保育士等が電話、面接相談を火曜日から土曜日まで実施している。電話が82件、面談が60件、メールが5件あった。	(2)子ども・若者の問題	健診後の不安を抱えた方の相談の場としては有効な事業であった。親子で過ごす時間が増えたことにより電話やメールの相談が増加した。相談内容に応じた適切な対応につながった。	今後も保護者の思いに寄り添い、早期療育への理解を深めて頂けるよう取り組む。	
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	174	子育て相談	保育幼稚園総務課	〔目的〕 在宅世帯の子育てを支援する。 〔概要〕 公立保育所で子育て相談や利用者支援事業として情報提供を行う。 〔日時〕 随時 〔場所〕 各保育所 〔相談件数〕 331件	(2)子ども・若者の問題	担当者が利用者支援事業に必要な研修を受講し、ノウハウの育成に努めた。	引き続き子育て支援等に関する法令や制度を理解し、ノウハウの育成に努める必要がある。	子育て支援等に関する法令や制度を理解し、一人一人が引き続きノウハウの育成に努める。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	175	「いじめ」ホットと電話相談	教育センター	いじめ問題で苦しむ子ども、保護者の負担を軽減するため、市内小・中学生及びその保護者を対象に、電話によるいじめ相談を実施した。また、相談者の了解のもと関係機関に情報提供し、事象の問題解決に向けた取組みを促進した。 ・日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ・場所 教育センター ・回数 48回	(2)子ども・若者の問題	児童・生徒への相談窓口の周知に努め、学校と関係機関が連携して、相談に対する丁寧で迅速な対応を行うことができた。	児童・生徒・保護者に広く周知し、安心して利用できるようにする必要がある。	啓発カードの配付、ホームページ・広報による周知を引き続き実施するとともに、新たな周知方法を工夫する。 相談内容に応じて、学校や関係機関との連携を一層強化し、児童・生徒の精神的・心理的な安定と成長を支援していく。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	176	電話教育相談	教育センター	悩みを抱える子ども、保護者の負担を軽減するため、市内小・中学生及びその保護者を対象に、電話による教育相談を実施した。また、相談者の了解のもと関係機関に情報提供し、事象の問題解決に向けた取組みを促進した。 ・日時 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時 ・場所 教育センター ・回数 195回	(2)子ども・若者の問題	必要に応じて専門機関の紹介、学校等の関係機関との連携を行い、相談に対する丁寧で迅速な対応を行うことができた。コロナ禍の影響により、保護者の不安や焦り、ストレスやイライラなどに寄り添って対応ができた。	児童・生徒・保護者に広く周知し、利用できるようにする必要がある。	引き続き、ホームページ・広報で周知するとともに、各学校のホームページやお便り等で周知を上げていく。また、学校や関係機関との連携を一層強化し、児童・生徒・保護者の精神的・心理的な安定と成長を支援していく。
2	(2)	②相談機関との連携	177	DV防止ネットワーク連絡会の充実	人権・男女共生課	〔目的〕 DVに関する機関が連携し、暴力防止と早期発見・早期対応について検討し、DVなどの暴力の防止を図るとともに被害者を支援する。 〔概要〕 DVネットワーク連絡会の開催 DVネットワーク研修会の開催	(1)男女共同参画	各課や関係機関とDV被害者支援の現状について情報共有を図ることができた。	継続して実施する。	
2	(2)	②相談機関との連携	178	障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会の開催	福祉総合相談課	〔目的〕 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第35条及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第16条の規定に基づき、関係機関の連携協力体制を整備することにより、養護者等による虐待の防止、養護者等による虐待を受けた障害者、高齢者の保護及び養護者に対する支援を推進すること。 〔対象者〕 関係機関 〔実績〕 新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を鑑み中止とした。	(10)さまざまな人権問題	例年、関係機関からの参加者が多く、感染予防対策が難しいことから、中止としたが、事業については今後も継続して実施する必要がある。	虐待防止の啓発に努め、事業を継続するための方法等を検討する。	関係機関の連携協力体制の整備のために、状況に応じた、対面以外の開催方法も検討。
2	(2)	②相談機関との連携	179	茨木市要保護児童対策地域協議会の充実	子育て支援課	関係機関でネットワークを構築し、情報提供等を通じて、連携の強化を図るため、代表者会議を及び実務者会議の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況の影響で未開催となっている。なお、個別ケースの支援方針等を協議する新規検討会議・進行管理会議を16回、ケース検討会議を300回行い、ネットワークの充実に努めた。	(2)子ども・若者の問題	実務者会議においては、関係機関が一堂に集まり、会議を行うことはできなかったが文書による情報共有を行うことができた。また、その他の会議の実施により、要保護児童等の早期発見、迅速かつ適切な保護及び児童虐待等の防止に努めることができた。	令和3年度も新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しつつ、会議の有効活用を検討する。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(2)	②相談機関との連携	180	ゆめ実現支援事業(再掲)	学校教育推進課	〔目的〕通学意欲を有しながら、経済的な事由により就学が困難な生徒の進学を支援する。 〔概要〕様々な奨学金制度について広く紹介し、奨学金説明会を開催する。教育センターの相談窓口で、奨学金制度を紹介し、相談・助言や、関係機関を紹介する。	(2)子ども・若者の問題	様々な奨学金制度や授業料無償制度等を周知することができた。 個別の相談の回数も増加し、個々の相談者の状況に応じ適切に対応することができた。	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、説明会に参加できない相談者がいる。	開催時間を短くしたり、感染症対策を実施し説明会を開催していく。また、説明会に参加できない方には、個別の相談も実施していく。
2	(2)	②相談機関との連携	181	人権相談機関ネットワークの充実	ネットワーク加盟機関	〔目的〕多種多様な人権相談に対して迅速に専門機関へ取次ぎ、相談機関相互の情報交換や意見交換を図る。 〔概要〕行政機関だけでなく、様々な相談機関が密接に連携・協力するためのネットワークの充実を図る。	(10)さまざまな人権問題	関係機関における情報交換を行い、ネットワークの充実を図ることができた。	継続して実施する。	
2	(2)	③相談事例等を通じた実態把握	182	いのち・愛・ゆめセンター地域交流促進・相談機能強化事業(再掲)	人権・男女共生課	〔目的〕地域の実情に即した講座や地域交流行事を開催し、地域住民の相互の理解と交流を促進する。また長期的、継続的な助言指導による自立促進及び相談事業の集約、分析により地域課題を発見し、課題解決に向けた地域コミュニティの育成を図る。 〔概要〕公募型プロポーザル方式により、社会福祉法人等へ事業を委託して実施。	(10)さまざまな人権問題	各センターごとに、受託者が相談内容等を集約した事業完了報告書を作成することで、相談内容等の傾向把握、課題等の整理ができた。	地域課題等の把握・整理を行う。	事業完了報告書の内容から抽出した課題より、地域のニーズに合致した取り組みを実施していく。
2	(2)	④庁内連携による相談対応の強化	183	通訳ボランティア制度(茨木市国際親善都市協会)	文化振興課	市の窓口での手続き・乳児健診等への通訳ボランティアの派遣および翻訳作業を行った。 (派遣件数)32件 (派遣先)こども健康センター、資源循環課、学童保育課、各関係課窓口等	(6)外国人問題	通訳ボランティアの派遣によって、安心して手続きや健診を受けてもらうことができた。	派遣が必要な人に、制度を提供できるよう、制度の周知方法を見直し、継続して実施する。	派遣件数の増加から制度の認知が進んでおり、引き続き継続して実施する。
2	(3)	①人権救済・保護体制の強化	184	暴力被害女性一時保護委託事業	人権・男女共生課	茨木市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談を通して、大阪府女性相談センターと連携し、一時保護を行った。 〔一時保護件数〕6件	(1)男女共同参画	必要に応じ、暴力被害者の支援を行った。	継続して実施する。	
2	(3)	①人権救済・保護体制の強化	185	緊急一時保護事業	福祉総合相談課	〔目的〕障害者に対する虐待を防止し、障害者の権利利益の擁護に資する。 〔概要〕事業所に委託し、障害者を受入れ、入所障害者に対する食事の提供や相談等を行う。 〔実施日〕随時 〔実施件数〕2件(うち1件は他市援護者・初期対応)	(4)障害者問題	実施件数が前年度より減少。一般相談の中で障害者虐待のおそれのあるケースにも対応、問題解消に努めることで事業実施件数は減少した。今後も虐待の防止及び早期発見、早期対応等障害者の権利擁護の推進に取り組む必要がある。	関係機関との連携強化を図り、障害者の権利擁護の推進に努める。	継続して実施する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(3)	①人権救済・保護体制の強化	186	障害者差別解消支援協議会運営事業	福祉総合相談課 人権・男女共生課 障害福祉課	〔目的〕 障害者に対する、障害を理由とする差別に関する相談及び障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う。 〔概要〕 茨木市障害者差別解消支援協議会を開催し、これまでの取組の振り返りや、前年度の取組報告や効果的な取組について意見交換を行った。 〔協議会実施日〕 令和2年8月27日 〔研修会実施日〕 令和3年3月19日(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため自動音声読み上げ資料による自主学習形式)	(4)障害者問題	障害を理由とする差別の解消に資する取組について、意見交換を行った。 また、支援者に向けて、差別を解消するための相談対応力向上のため、自主学習型の研修を行った。	障害を理由とする差別の解消に資する取組についてさらに効果的、効率的な取組の為、協議をおこなう必要がある。	啓発・周知方法等の取組について検討し継続して実施する。
2	(3)	②関係機関との連携の強化	187	茨木市消費者協会との連携	市民生活相談課	〔目的〕 市民生活の向上をめざす。 〔概要〕 暮らしに役立つ情報の提供や消費者問題の啓発に努める。 新型コロナウイルス感染症拡大のため連携事業は中止				
2	(3)	②関係機関との連携の強化	188	茨木市人権センターとの連携	人権・男女共生課	〔目的〕 あらゆる差別をなくし、市民の人権意識の普及・高揚を図り、もって人権が守られた豊かで住み良いまちづくりをめざすため、茨木市の人権施策の推進に協力し市内各種団体と連携・協力して人権尊重の社会づくりに寄与する。 〔概要〕 研修会や学習会を開催するとともに自立支援及び人権擁護についての相談を行い、また、地域住民の交流や協働の推進や人権のネットワークづくりに努める。	(10)さまざまな人権問題	市内の各種団体と連携・協力し、人権啓発に役立つ人材の育成に努めた。	あり方について検討。事業内容や再補助についての手法を検討。	
2	(3)	②関係機関との連携の強化	189	茨木市人権啓発推進協議会との連携	人権・男女共生課	〔目的〕 あらゆる差別をなくし、市民の人権意識の普及・高揚を図り、もって人権が守られた豊かで住み良いまちづくりに寄与する。 〔概要〕 啓発紙の発行、市民啓発活動や研修会、学習会を開催	(10)さまざまな人権問題	啓発紙「虹のひろば」の発行や人権啓発研修会を実施。小学校区毎の人権啓発組織の結成に取組んだ。	人権啓発の市民組織としてさらに発展させるよう連携を深める。	
2	(3)	②関係機関との連携の強化	190	茨木市人権各地域協議会との連携	人権・男女共生課	〔目的〕 茨木市人権センターと連携し、同和問題解決のための施策をはじめ人権施策に協力し、差別のない人権尊重のコミュニティの実現に寄与する。 〔概要〕 行政機関及び関係機関と協力並びに連携するとともに、自立支援及び人権擁護についての相談や住民間の交流及び協働を促進	(10)さまざまな人権問題	地域啓発・交流を促進し、同和問題をはじめ人権問題解決に努めた。	継続して実施する。	
2	(3)	②関係機関との連携の強化	191	茨木市人権擁護委員会との連携	人権・男女共生課	〔目的〕 人権擁護委員法の主旨に則り、自由人権思想の普及高揚と基本的人権の擁護に資するため、委員会を組織し円滑なる活動を図る。 〔概要〕 職務に関する情報の収集や研究を行い、市と連携して相談や啓発活動を行う。	(10)さまざまな人権問題	小学校における人権の花運動を実施し、人権週間街頭啓発キャンペーンを共催で実施し、いじめをなくすための啓発を行うことができた。	年に一回の事業であるため、生徒がしっかり理解し、忘れないでいてもらえる工夫が必要である。	限られた時間の中で、重要なポイントの説明がしっかりできるようシナリオの見直しを人権擁護委員と進めていく。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(3)	②関係機関との連携の強化	192	(一財)大阪府人権協会との連携	人権・男女共生課	〔目的〕 同和問題解決のための施策をはじめとする人権施策に取り組み、差別のないコミュニティづくりを通じて、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざす。 〔概要〕 研修会や学習会を開催するとともに自立支援及び人権擁護についての相談を行い、また、地域住民の交流や協働の推進や人権のネットワークづくりに努める。	(10)さまざまな人権問題	人権相談や講師派遣による連携、人権関連情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	継続して実施する。	
2	(3)	②関係機関との連携の強化	193	(公財)人権教育啓発推進センターとの連携	人権・男女共生課	〔目的〕 人権に関する様々な国際機関・国・地方公共団体・公益法人・団体等と国際的・国内的連携を図りつつ、基本的人権の擁護に資する。 〔概要〕 次世代を担う青少年等に対する同和問題など人権に関する総合的な教育・啓発や人権相談を行う。	(10)さまざまな人権問題	人権関連資料や情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	継続して実施する。	
2	(3)	②関係機関との連携の強化	194	(一財)アジア太平洋人権情報センターとの連携	人権・男女共生課	〔目的〕 アジア・太平洋地域における人権の伸長を図り、国際的な人権伸長・保障の過程にアジア・太平洋の視点を反映させ、アジア・太平洋地域における日本の国際協調・貢献に人権尊重の視点を反映させることで国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図る。 〔概要〕 国連を中心とした国際的な人権情報の収集・整理事業、調査・研究事業、研修・啓発事業、広報・出版事業、相談・情報提供サービス事業などを行う。	(10)さまざまな人権問題	人権関連資料や人権関係専門情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	継続して実施する。	
2	(3)	②関係機関との連携の強化	195	(公財)大阪人権博物館との連携	人権・男女共生課	〔目的〕 人権思想の普及と人間性豊かな文化の発展に貢献する。 〔概要〕 部落問題をはじめとする人権問題に関する調査研究をおこなうとともに、関係資料や文化財を収集・保存し、あわせてこれらを展示・公開	(10)さまざまな人権問題	人権関連資料や情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	継続して実施する。	
2	(3)	②関係機関との連携の強化	196	(公財)大阪国際平和センターとの連携	人権・男女共生課	〔目的〕 大阪府民・市民と国内外の人々との間の相互交流を深めることを通じて、大阪が世界の平和と繁栄に積極的に貢献するため。	(10)さまざまな人権問題	人権関連資料や情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	継続して実施する。	
2	(3)	②関係機関との連携の強化	197	茨木市農業協同組合との連携	農林課	〔目的〕 農協及び農業団体の職員等の人権意識の高揚を図る。 〔概要〕 市及び茨木市農業協同組合による人権問題啓発研修会の実施 〔実施日〕 令和2年10月22日(木) 〔対象者〕 農協職員 〔参加者〕 27名 〔テーマ〕 「自他尊重のコミュニケーションと職場の人権」 〔場所〕 JA茨木市本店	(9)セクシュアル・マイノリティ	農協職員を中心に、人権意識の高揚を図る機会とすることができた。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、農業団体の職員等の参加を避け、農協職員のみとなった。	感染症防止対策や開催時期、時間帯等を検討し、継続して実施する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(3)	②関係機関との連携の強化	198	茨木市人権教育研究協議会との連携(再掲)	学校教育推進課	〔目的〕人権教育の機軸に同和教育を位置づけ、部落差別解消をはじめとした人権の確立をめざす。 〔概要〕教職員による人権教育の実践を促す。	(10)さまざまな人権問題	次世代教職員の育成の取組みや校区連携により、人権教育の実践を進めることができた。	経験の浅い教職員が増加することにより、教職員全員が理解できていない。	多くの教職員が参加できるように広い研修会場を設定する。 直面する人権課題をより踏まえた内容で取組む。
2	(3)	②関係機関との連携の強化	199	茨木市進路保障協議会との連携(再掲)	学校教育推進課	〔目的〕様々な課題をもつ生徒をはじめ、全ての子どもたちの進路を保障する。 〔概要〕生徒の進路保障に取り組む団体を助成	(2)子ども・若者の問題	すべての子どもたちの進路保障に向けて、研修会や小中高の連携の取組みを行い、中退防止に成果をあげた。	経験の浅い教職員が増加することにより、教職員全員が理解できていない。	進路保障協議会と連携を行い、これまでの取り組みを継承していく。
2	(3)	②関係機関との連携の強化	200	茨木市在日外国人教育研究協議会との連携(再掲)	学校教育推進課	〔目的〕在日外国人教育を推進する。 〔概要〕在日外国人教育の向上に取り組む団体を助成	(6)外国人問題	外国にルーツのある子どもの自尊感情を高め、進路保障につながる在日外国人教育を進めることができた。	多くの学校に外国にルーツのある子どもが増加してきたため、どのようにして取り組めばよいか分からない学校もある。	在日外国人協議会と連携を行い、これまでの取り組みを継承していく。
2	(3)	③地域における人権侵害の防止と保護・救済	201	茨木市私立保育園連盟	保育幼稚園総務課	〔概要〕人権保育研修 人権啓発推進を行った。 〔対象〕保育所(園) 認定こども園、小規模保育所、全職員 3回 参加者 103名 〔内容〕人権意識向上研修	(2)子ども・若者の問題	人権の気づきから、様々な子どもの状況を理解できる研修を実施することができた。	今後もLGBTの観点を見逃さないようにしないといけない。	声かけなど、ひとまとめにして保育を行わないようにする。(男の子、女の子など)
2	(3)	④就労における人権侵害からの保護・救済	202	労働問題相談	商工労政課	〔目的〕働く上でのあらゆる問題について、労使の自主的な問題解決を支援する。 〔概要〕仕事なんでも相談員を設置し、市民、勤労者等からの労働上の問題に関する相談に応じ、助言・指導を行う。 〔実施日〕毎週火・水・木曜日 〔場所〕市役所本館7階商工労政課ほか 〔相談件数〕164件	(10)さまざまな人権問題	労働に関する問題解決の一助となった。	労働に関する問題解決のために引き続き支援を行い、相談案件によっては、大阪府等関係機関と連携を図っていく。	
2	(3)	⑤各種生活支援サービスや福祉サービスの充実	203	生活保護相談	生活福祉課	〔目的〕生活に困窮する全ての市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 〔概要〕生活困窮者からの相談を聴き、解決方法をともに考え、または助言する。 〔日時〕随時 〔場所〕生活福祉課窓口 〔相談件数〕1,649件	(10)さまざまな人権問題	生活困窮に陥った人に対して適切に必要な福祉サービスを提供し、自立を助長することができた。	コロナ禍における影響が懸念される。	コロナ禍においても適切に対応できる体制づくりを行う。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	令和2年度事業の取組と実績	10の主要課題	令和2年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法
2	(3)	⑤各種生活支援サービスや福祉サービスの充実	204	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	長寿介護課	<p>〔目的〕 高齢者の日常生活における自立支援を行う。</p> <p>〔概要〕 シルバーハウジング(府営三島丘住宅)入居者に生活援助員を派遣し、暮らしに関する助言や援助を行う。</p> <p>〔対象〕 25人</p>	(3)高齢者問題	目的に沿った支援を行うことができた。	現在は、同様の機能を持つ高齢者向け住宅施策が充実してきており今後見直しが必要だが、国の事業であるため市の判断で見直しを行うことには限界がある。	
2	(3)	⑤各種生活支援サービスや福祉サービスの充実	205	こども食堂補助事業	こども政策課	<p>〔目的〕 子どもの食事と子どもが安心して過ごせる居場所の提供を促進し、子どもが抱える悩みや家庭環境等の問題を早期に発見し、必要な支援機関につなぐことのできる環境を整備する。</p> <p>〔概要〕 ・2,000円にこども食堂の開催回数を乗じて得た額(1年度当たり96回を上限)</p> <p>・食品衛生責任者養成講習会の受講料に相当する額に講習会受講回数を乗じて得た額(施設ごとに1年度当たり1回を上限)</p> <p>〔対象〕 要件を満たす事業を実施するこども食堂運営団体等</p> <p>〔実績〕 ・補助団体数 4団体</p> <p>・食品衛生講習会受講費用補助 0人</p> <p>・合計補助額 298,000円</p>	(2)子ども・若者の問題	<p>・1週間に2回開催しているこども食堂が報償金を有効活用して運営できるよう、実情に沿った内容にするため補助要綱を改正した。(上限を1月当たり8回から1年度当たり96回に改正)</p> <p>・こども食堂実施団体から、未利用食材を必要な人へダイレクトに渡す支援の形としてフードパントリーが開始された。</p>	本当に困っている人あまり情報が届いていない現状がある。	広報の掲載を始め、CSWやユースプラザとも情報を共有し、複数のルートから情報が行き渡る工夫をする。

「第2次茨木市人権施策推進計画」

推進状況報告書

令和3年（2021年）11月 発行

茨木市 市民文化部 人権・男女共生課

茨木市駅前三丁目8番13号

電話 072-620-1640

E-mail jinken@city.ibaraki.lg.jp